

第7回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会

日 時 令和8年8月25日（火）

午前10時から正午まで

会 場 松本クリーンセンター3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議 事

(1) 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

ア 市民アンケートの実施について （資料1）

イ 検討項目④ 手数料の使途の設定の有無 （資料2）

ウ 検討項目⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲 （資料3）

エ 検討項目⑨・⑩ 市民との合意形成の手法・市民への周知啓発の手法 （資料4）

(2) 次回の専門部会について

(3) その他

※ 検討を通して使用する資料【Ⅱ/Ⅲ/Ⅳは毎回使用するため、ご持参ください。】

Ⅰ 制度内容検討資料1（諮問項目に対する検討項目等）※更新したものを毎回配布

Ⅱ 制度内容検討資料2（自治体アンケート結果概要版）

Ⅲ 制度内容検討資料3（一般廃棄物処理有料化の手引き）

Ⅳ 制度内容検討資料4（令和8年度家庭ごみ・資源物の分け方・出し方）

4 閉 会

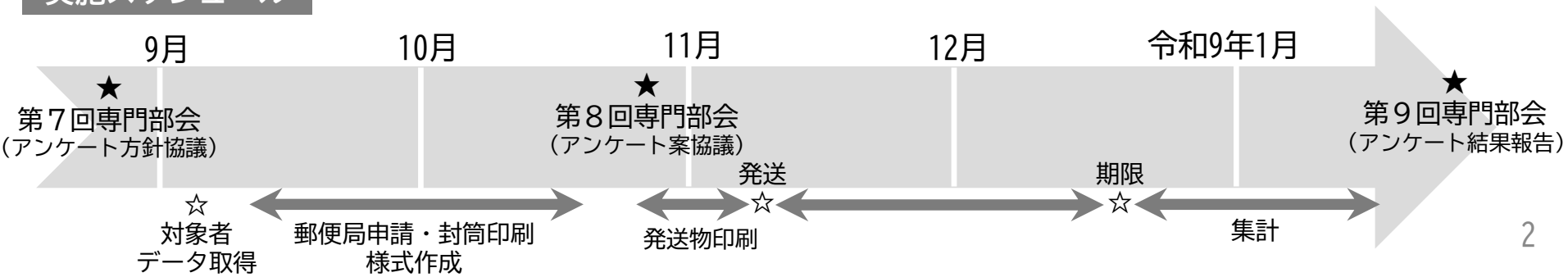
家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の 制度設計について (市民アンケートの実施について)

市民アンケートの実施について

実施概要

	項 目	内 容
1	趣旨・目的	本部会で家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を検討するにあたり、民意を踏まえて制度設計をする必要があるため、市民アンケートを実施することで、市民の意識・要望等を把握し、制度設計の判断材料とする。 なお、費用負担制度の賛否を問うものとはしない。
2	調査対象	市内在住の18歳以上の市民（世帯主）2,000人を無作為抽出 ⇒ 同世帯に重複して届く可能性があるため世帯主に送付 ⇒ ごみ袋を購入したり、ごみを集積所に出したりする方に記入を依頼
3	配布方法	依頼文・回答票等を郵送
4	回答方法	WEB（QRコード掲載）又は郵送 ⇒ 回答は、どちらでも回答可能（回答率上げるため、WEB回答にも対応） ⇒ WEBは、専門部会の出欠報告でも使用している「LoGoフォーム」を活用
5	実施期間（予定）	令和8年11月（発送）から12月（回答期限）まで（1か月）
6	設問数	基本情報を含めて20～25問程度
7	その他	回答は選択式。記述は自由記載欄のみとする。 ⇒ 回答や集計の負担軽減のため基本的に選択式とする。

実施スケジュール



市民アンケートの実施について

【基本情報】

No.	項目	回答方式
1	年齢（回答時点の満年齢）	① 20歳未満 ② 20～29歳 ③ 30～39歳 ④ 40～49歳 ⑤ 50～59歳 ⑥ 60～69歳 ⑦ 70～79歳 ⑧ 80歳以上
2	性別	① 男性 ② 女性 ③ その他 ④ 無回答
3	居住形態	① 持ち家（一戸建て） ② 持ち家（マンション） ③ 賃貸住宅（一戸建て） ④ 賃貸住宅（マンション・アパート） ⑤ その他
4-1	世帯人数	① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人以上
4-2	うち、紙おむつを常時使用する方 ⇒減免対象者検討のための設問	① 1人 ② 2人 ③ 3人 ④ 4人以上 ⑤ なし
5	居住地区	① 第一地区 ～③⑤ 波田地区 ③⑥ 不明
6-1	指定袋の使用	① 指定袋を使用している ② 指定袋を使用していない
6-2	<u>（①指定袋を使用している場合）</u> 1カ月間の指定ごみ袋使用量（品目別）※平均的な枚数を記入（目安） ⇒制度導入による家庭の年・月負担額の積算根拠として使用	
	(1) 可燃ごみ（赤色）	①使用しない ②1枚未満 ③1～4枚 ④5～8枚 ⑤9～12枚 ⑥13～16枚 ⑦17～20枚 ⑧21枚以上
	(2) 破碎・埋立ごみ（青色）	①使用しない ②1枚未満 ③1枚 ④2枚 ⑤3枚 ⑥4枚以上
	(3) プラスチック資源（黄色）	①使用しない ②1枚未満 ③1枚 ④2枚 ⑤3枚 ⑥4枚 ⑦5枚 ⑧6枚 ⑨7枚 ⑩8枚以上
	(4) 剪定枝・落ち葉（緑色）	①使用しない ②1枚未満 ③1枚 ④2枚 ⑤3枚 ⑥4枚 ⑦5枚 ⑧6枚 ⑨7枚 ⑩8枚以上
6-3	<u>（②指定袋を使用していない場合）</u> 使用していない理由	①集合住宅に居住 ②クリーンセンターに直接持込 ③その他

市民アンケートの実施について

【設問項目】

No.	項 目	回答方式
【全 般】（選択式）		
7	ごみ減量化の取組みの浸透度	①そう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない ⑤わからない
8	ごみ減量化、分別等に関する周知への満足度	①そう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない ⑤わからない
9	ごみ減量化、分別等への関心度	①とてもある ②少しある ③あまりない ④全くない
10	ごみ減量化、分別等の実践度	①十分に実践している ②ある程度している ③あまりしていない ④まったくしていない
【ごみの排出や処理状況について】（選択式）		※別添の参考資料を見て回答
11	松本市のごみ処理経費	①高いと思う ②妥当だと思う ③安いと思う ④わからない
12-1	新ごみ処理施設、最終処分場の再整備	①知っていた ②知らなかった ③よくわからない
12-2	施設整備の必要性	①必要がある ②必要はない ③よくわからない
13	可燃ごみの中への食品ロス・資源化可能物の混入	①多いと思う ②想定どおり ③少ないと思う ④わからない
14	可燃ごみと資源物の割合	①可燃ごみが思っていたよりも多いと思う ②想定どおり ③資源物が思っていたよりも多いと思う ④わからない
15	県内におけるごみ排出量	①知っていた ②知らなかった ③よくわからない
16	ごみ減量化施策の必要性	①必要がある ②必要はない ③よくわからない

市民アンケートの実施について

【設問項目】

No.	項 目	回答方式
【家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度】（選択式）		
17	制度の認識	
	(1)制度を導入すると、 ごみの減量・再資源化につながる。 (2)制度を導入すると、 市民の環境意識向上に寄与する。 (3)制度を導入すると、公平性が図られる。 (4)制度導入と同時に分別・減量に関する 情報提供が必要である (5)制度導入による手数料の使途が明確に 示されれば受け入れやすい。	全く思わない← →とても思う ① ② ③ ④ ⑤ ※(1)～(5)のそれぞれの項目に上記設問を設定します。
18	受容できる金額設定（月額） ※手数料のみ（袋代は含まない）	①300円未満 ②300円以上500円未満 ③500円以上700円未満 ④700円以上900円未満 ⑤900円以上
19	手数料の使途	※第7回専門部会後に設定（第7回で決定した内容に関する設問）
20	減免制度の有無、対象範囲	※第7回専門部会後に設定（第7回で決定した内容に関する設問）
21	制度が導入された場合に 希望する施策	①生ゴミ処理機等の補助金の充実 ②分別区分の増加 ③分別区分の減少 ④収集頻度の増加 ⑤不法投棄対策 ⑥資源物回収拠点の増加 ⑦周知啓発の充実 ⑧高齢者等のごみ出し支援 ⑨ごみ集積所の整備 ⑩その他
22	制度導入後のごみ減量化・分別の取組み	①ごみ減量化・分別に取り組むようになると思う ②変わらない ③ごみ減量化・分別に取り組まなくなると思う ④わからない

市民アンケートの実施について

【設問項目】

No.	項 目	回答方式
【その他の制度】（選択式）		
23	分別区分（5分別25区分）	①多い ②少ない ③適切
24	収集頻度	
	(1)可燃ごみ (2)破碎・埋立ごみ (3)プラスチック資源 (4)その他の資源	①多い ②少ない ③適切 ※(1)～(4)のそれぞれの項目に上記設問を設定します。
25-1	指定袋のサイズ （可燃ごみの袋）	①現行のサイズでよい ②現行よりも小さいサイズがあった方がよい ③現行よりも大きいサイズがあった方がよい
25-2	指定袋のサイズ （破碎・埋立ごみの袋）	①現行のサイズでよい ②現行よりも小さいサイズがあった方がよい ③現行よりも大きいサイズがあった方がよい
26	指定袋の材質（可燃ごみの袋）	①現状のままでよい ②袋自体の値段が上がっても可燃ごみの袋は破れにくい材質にがよい ③どちらとも言えない
27	指定袋への記名	①指定袋に記名する方式でよい ②指定袋に記名する方式はやめるべき ③どちらとも言えない
28	高齢者等ごみ出し支援	①無償で高齢者等のごみ出し支援をしている（したことがある） ②有償で高齢者等のごみ出し支援をしている（したことがある） ③無償でほかの方からごみ出し支援を受けている（受けたことがある） ④有償でほかの方からごみ出し支援を受けている（受けたことがある） ⑤ごみ出し支援や受援はしていない（したことはない）
29	資源物としての剪定枝等の排出	①資源として排出する ②可燃ごみとして排出する ③剪定枝等は排出しない ④わからない

市民アンケートの実施について

【設問項目】

No.	項 目	回答方式
【自由記載欄】（記述）		
30	ごみ処理全般についての意見等	（自由記述）

以上の設問を20～25問程度に絞っていただきますようお願いいたします。

市民アンケートの実施について

【回答様式のイメージ】※金額設定の場合

〇ひと月に可燃ごみの袋（大）を 10 袋、破碎・埋立ごみの袋（大）を 2 袋使用している世帯において、「可燃ごみ」「破碎・埋立ごみ」の金額設定が 1.0 円/ℓとなった場合、1 カ月当たり **360 円**の負担増となります。また、金額設定が 1.3 円/ℓとなった場合、1 カ月当たり **468 円**の負担増となります。なお、一人当たりの年間処理経費は 10,497 円（令和 6 年度）となっています。

【現状】

ごみ種	容量	袋代	費用負担 (1.0 円/ℓ)	合計	費用負担 (1.3 円/ℓ)	合計
可燃	30ℓ	143.0 円	—	143.0 円	—	
破碎・ <u>埋立</u>	30ℓ	37.4 円	—	37.4 円	—	
		180.4 円	—	180.4 円	—	180.4 円

➤負担額や処理経費を例示
➤月額で設定

【制度導入後】

ごみ種	容量	袋代	費用負担 (1.0 円/ℓ)	合計	費用負担 (1.3 円/ℓ)	合計
可燃	30ℓ	143.0 円	300 円	443.0 円	390 円	533 円
破碎・ <u>埋立</u>	30ℓ	37.4 円	60 円	97.4 円	78 円	115.4 円
		180.4 円	360 円	540.4 円	468 円	648.4 円

※指定ごみ袋の 1 枚当たりの価格は、過去に使用していた標準価格を採用（可燃：13 円、破碎・埋立：17 円）

※袋の製造コストの変動については考慮していません。

※袋代＝袋の単価×消費税×使用枚数 ※費用負担＝手数料単価×容量×使用枚数

■費用負担について 1 カ月に受容できる金額を教えてください。

1. 300 円未満 /
2. 300 円以上 500 円未満 /
3. 500 円以上 700 円未満 /
4. 700 円以上 900 円未満 /
5. 900 円以上 /

➤細分化

【回答様式のイメージ】※袋の材質、記名式の場合

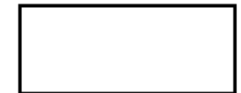
■指定袋の素材、材質について、可燃ごみの袋が破れやすいという声をいただいています。しかし、破れにくい材質にすると袋の製造コストが上がるため、袋の小売価格が上がります。指定袋の材質についてどう考えますか。↵

1. 現状のままでよい。↵
2. 袋の値段が上がっても可燃ごみの袋は破れにくい材質に変えた方がよい。↵
3. どちらとも言えない↵

➤設問の前段でメリット・デメリットを説明

■指定袋への記名について、ごみを出す方に責任を持って出してもらいたいという趣旨で記名式としていますが、プライバシーの侵害の恐れがあるという声をいただいています。一方で、記名式としない場合は、不適正な排出が増加する可能性があり、ステーションの管理に影響が出る恐れがあります。指定袋の記名についてどう考えますか。↵

1. 指定袋に記名する方式でよい↵
2. 指定袋に記名する方式はやめるべき↵
3. どちらとも言えない↵



市民アンケートの実施について

【第3回専門部会での委員からの意見】

分類	意見の内容	対応状況
目的	•市民の皆さんとの合意形成や周知啓発の話について、アンケートの段階で、行政側が有料化を実施するとの意思を提示し、その上で、市民の民意を吸い上げるアンケートは最優先されるべき。	アンケートの趣旨・目的で記載
目的	•市民の皆さんはどう考えているのか、あと逆に行政としてもこう考えているということについては、やはりアンケートの段階で、ある程度行政側の本気度とか覚悟などの提示をしていくべき。	アンケートの趣旨・目的で記載
項目	•ごみに対して市民が何を問題意識しているか、市民サービス向上を図っていくためにも、市民の皆さんの色々な考えを聞けるよう、 <u>幅広く意見を吸い上げる形のアンケートをもう少し充実させた方が良い。</u>	項目No.31「ごみ処理全般についての意見等」（自由記述）で対応
項目・順序	•有料化による <u>費用の説明と使い道</u> 、これが一番市民側とすれば上がってくる話なので、一番に持ってきてもらって説明があればありがたい。	項目No.19「手数料の使途」で対応
指定袋	•ごみ袋が小さくなった時に、詰めて出される方が多くなると思う。するとその <u>指定袋の強度</u> のことも、アンケートで <u>今の指定袋で不満はありますかなどの一例</u> を持っていたら、答えやすいのではないかな。	項目No.26「指定袋の材質（可燃ごみの袋）」で対応
選択肢	• <u>金額</u> については工夫が必要で、もう少し <u>細かい区切り</u> の検討は必要	項目No.18「受容できる金額設定（月額）」の設問で選択肢を細分化
選択肢	• <u>金額</u> について、年額だが <u>月額</u> の方が連想しやすい。	項目No.18「受容できる金額設定（月額）」の設問を月額表記
例示	•分別をきちんとすることやごみになりやすい物を家に持ち込まないことなど、そういう <u>負担軽減に結びつく取り組み</u> 、こういうことをやっていただくと負担軽減されますよというような <u>情報提供はとても重要なこと</u> で、どこかに入れていただけるとありがたい。	依頼文別添の参考資料内「P4排出量に応じた費用負担の公平化」で説明
例示	• <u>処理費用は大体1世帯平均どのくらい</u> という例題のようなものを出してもらおうと考えやすい。	項目No.18「受容できる金額設定（月額）」の設問で例示（スライド8参照）
例示	•例示として <u>袋の金額が現在の金額からいくらに変更するか</u> を提示すると、知識のない方にもわかりやすい。	

松本市では、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）について検討を行っています。そこで、市民の皆様からいただいた意見を基に制度の内容を検討するため、アンケート調査を実施します。つきましては、以下の設問へのご回答にご協力をお願いいたします。”

○年齢 ○性別 ○居住（戸建て、集合住宅（アパート、マンション））
○世帯人数 ○居住地区 ○年間の指定ごみ袋の使用量（品目ごと）

市町村がごみの処理に係る手数料を住民から徴収することにより、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などにつなげ、循環型社会に向けて転換していくための施策の一つです。

ごみの排出量に応じた費用負担とすることで、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できるものです。

- ・松本市のごみの現状（家庭系ごみの排出実態、排出量の実績、他市との比較、目標達成状況など）
- ・松本市のごみ処理経費の現状、ごみ処理施設の建設に係る費用
などを含め、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）の必要性について記載

問1 ごみの減量や資源化に取り組むうえで、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）が一つの有効な手法として考えられます。家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度をどう思いますか。

- 1 家庭系ごみの費用負担制度により、ごみの減量や再資源化が推進されることは良い。
- 2 家庭系ごみの費用負担制度により、市民の意識醸成につながることは良い。
- 3 家庭系ごみの費用負担制度により、ごみの排出量に応じて負担が公平となって良い。
- 4 家庭系ごみの費用負担制度の効果を高めるため、他のごみ減量、再資源化施策も併せて実施するべき。
- 5 家庭系ごみの費用負担制度実施時には、きちんと分別してごみを出さない人が増え、不法投棄が増える懸念があるため、不法投棄の対策も併せて実施するべき。
- 6 その他（具体的に：_____）

市民アンケートの実施について

問2 松本市のごみ処理が有料（手数料が徴収される）となった場合、どのような点に配慮しなければならないと思いますか。（3つに○印）

- 1 ごみの分別や減量方法、リサイクルに関する情報を徹底的に提供する。
- 2 資源物の収集頻度を増やす。
- 3 資源物の集積場を増やす。
- 4 不法投棄をされないようにパトロールなどを強化する。
- 5 有料化による効果や費用についてきちんと説明する。
- 6 有料化による料金収入の使い道を明らかにする。
- 7 指定有料袋を買いやすくするため、市内の多くの店舗で扱えるようにする。
- 8 ごみは過剰包装などによるものが多いので、製造者や生産者、小売店への指導を行う。
- 9 その他（具体的に： ）

問3 松本市のごみ処理が有料（手数料が徴収される）となった場合、ごみ処理に対するどのような施策に手数料を使った方が良いと思いますか。（複数回答可）

【他市の手数料の使途の例などを記載】

- 1 ごみ処理施設の建設費用として積み立てる。
- 2 ごみ処理施設の運営に係る費用に使用する。
- 3 ごみステーションに係る費用やごみ排出困難者のごみ出し支援に要する費用など、ごみの出しやすさを向上するための費用に使用する。
- 4 ごみの減量及び再資源化に係る周知啓発や、現状実施している又は新たに実施する分別収集、処分などに必要なごみ処理費用に使用する。
- 5 不法投棄の対策に係る費用に使用する。
- 6 その他（具体的に： ）

問4 松本市のごみ処理が有料（手数料が徴収される）となった場合、ごみが減るのであれば、世帯で年間何円までの負担であれば、許容できますか。

【塩尻市、安曇野市の手数料の金額を例にして、年間の負担額のイメージを記載】

- 1 1万円未満 2 1万円以上から2万円未満
3 2万円以上でも許容できる。 4 許容できない。

問5 その他、松本市のごみ処理や家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に対してご意見、ご要望がありましたら、記入してください。（自由記述）

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の導入に関する 市民アンケート調査

日ごろから、環境行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度とは、ごみ処理に係る費用を排出量に応じて公平に市民の皆様にご負担いただくことにより、ごみの排出抑制や再生利用の推進、住民の意識改革などにつなげ、循環型社会に向けて転換していくための施策の一つです。松本市においても、以下の背景や理由から家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の導入に向けた検討を始めています。

◎現状ではごみを多く出す方も少なく出す方も費用負担が同じです。

現状ではごみの排出量の多少にかかわらず同じ費用を負担いただけていますが、ごみを多く排出する人には、より多くのご負担をいただくことが、ごみ減量や分別に取り組んでいた人との公平化につながります。【参考資料1】

◎ごみ処理は永続的な事業であり、処理費用の大きさや最終処分場の確保が課題です。

私たちが日常生活を営む上で毎日排出されるごみの処理は、永続的に行っていかなければならない事業です。ごみ処理に係る費用も大きく、また、最終処分場の容量は限られていることからその確保も恒久的に続いていく課題です。次世代の負担を少しでも抑制するために、あらゆる方法でごみを減量化し、最終処分量を低減していく必要があります。【参考資料2、3】

◎可燃ごみの中には資源となるものがまだまだ多く含まれています。

松本市では、これまで市民の皆さまにご協力をいただきながら、食品ロス削減事業などの周知啓発や、プラスチック製品の一括回収による再資源化など、ごみの減量化、再資源化に関する施策の推進を重点的に実施してきました。

しかしながら、未だに可燃ごみの中には、まだ食べられる食品や再資源化可能な紙・プラスチックが約4割も含まれています。また、県内19市の中で、松本市の1人1日当たりのごみ排出量は最も多く、まだごみを減量化する余地はあるものと考えています。【参考資料4、6】

◎多くの自治体がこの制度を導入しています。

この趣旨による制度は、既に全国的には約3分の2の自治体で導入、長野県内では19市のうち15市が導入し、ごみ減量化の成果を上げています。【参考資料5、6】

この制度について、令和7年4月に松本市環境審議会に対して諮問し、現在、専門部会において議論しています。専門部会における議論の基礎資料とするため、アンケート調査を実施いたしますので、ご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

回答方法：右記QRコードの回答フォームから回答

又は同封の返信用封筒で返信

回答期限：令和8年〇月〇日（〇）まで

にご回答をお願いいたします。

QR
コード

回答フォームから回答する場合は、
アクセス後に 000000 を入力してください。

ご記入にあたって

1 このアンケートは、住民基本台帳から無作為に抽出した世帯主の方にお送りしています。

2 記入上の注意

- ① 主にごみ袋を購入したり、ごみを集積所に出したりする方がご記入ください。
- ② 該当する選択肢のうち当てはまる数字を各設問の記入欄にご記入ください。
- ③ 記述式の設問にはご意見等があればご記入ください。
- ④ お答えいただいた内容については、目的外には使用しません。

【参考】

■参考資料（別添）

ごみ排出量、ごみ処理経費、他自治体の制度の導入状況等の資料についてまとめています。
別添をご覧ください。

■家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討状況について

これまでの経過や専門部会の資料、議事録をホームページに掲載しています。



<松本市公式ホームページ>

【家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度(家庭系ごみの有料化)とは・・・】

ごみの処理に係る費用を市民の皆様にご負担いただくことにより、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などにつなげ、循環型社会に向けて転換していくための施策の一つです。

ごみの排出量に応じた費用負担とすることで、費用負担を軽減しようとするインセンティブ(動機付け)が生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できるとされています。

【お問い合わせ先】 松本市 環境エネルギー部 資源循環推進課

メール：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

電話：0263-47-1096 ファックス：0263-40-1335

1 排出量に応じた費用負担の公平化

現在

- ✓ごみが多い世帯も少ない世帯も、分別している世帯も分別していない世帯も負担は同じ
- ✓費用負担が少ないため、意識せずごみを排出

- 分別していない世帯
- ごみの減量に取り組んでいない世帯



- 分別している世帯
- ごみの減量に取り組んでいる世帯



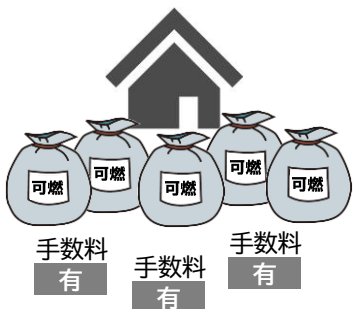
ごみ量（可燃）： 多 > 少
費用負担※： 無料 = 無料

※「無料」としていますが、ごみ処理費用は市税等でまかなわれています。

制度導入後 ※可燃ごみ、不燃ごみは手数料あり、資源物は手数料なしと仮定

- ✓ごみの排出量に応じて費用をご負担いただくため、公平に
- ✓ごみの減量に努めていただいた世帯、分別していただいた世帯の負担が軽減

- 分別していない世帯
- ごみの減量に取り組んでいない世帯



- 分別している世帯
- ごみの減量に取り組んでいる世帯



ごみ量（可燃）： 多 > 少
費用負担： 多 > 少

分別すれば負担軽減

公平に

松本市のごみ処理にかかる費用（令和6年度）と負担予定額

- ✓ごみ処理費用は、年間で総額約25億円、1世帯当たり約1,865円/月
- ✓制度導入後の1世帯当たりのごみ処理費用に対するご負担額は約19～25%

制度を導入してもごみ処理費用の大部分は市税等からまかないます。↑

《ごみ処理にかかる費用》	《ご負担いただく金額》
 令和6年度 ごみ処理費用（し尿を除く。） 24億6,053万円 (歳出全体の約 2%) (衛生費 の約34%)	案として出ている費用負担額 1.0～1.3円/ℓ ひと月に可燃ごみの袋（大）を10袋、破碎・埋立ごみの袋（大）を2袋 使用している世帯を仮定… 1カ月あたり  × 10  × 2
◆ 1世帯当たりの ごみ処理費用（月額）は、 約 1,865円	◆ 1世帯当たりの ご負担額（月額）は、 1.0円/ℓの場合 1.3円/ℓの場合 約 360円 （約19%） 約 468円 （約25%）

松本市のごみ処理施設等の施設整備

- ✓焼却施設や最終処分場の施設整備費は高額
- ✓焼却施設は他の施設より耐用年数が短く定期的な更新が必要
- ✓最終処分場の容量に限りがあるため、埋立終了後には新たな施設整備が必要

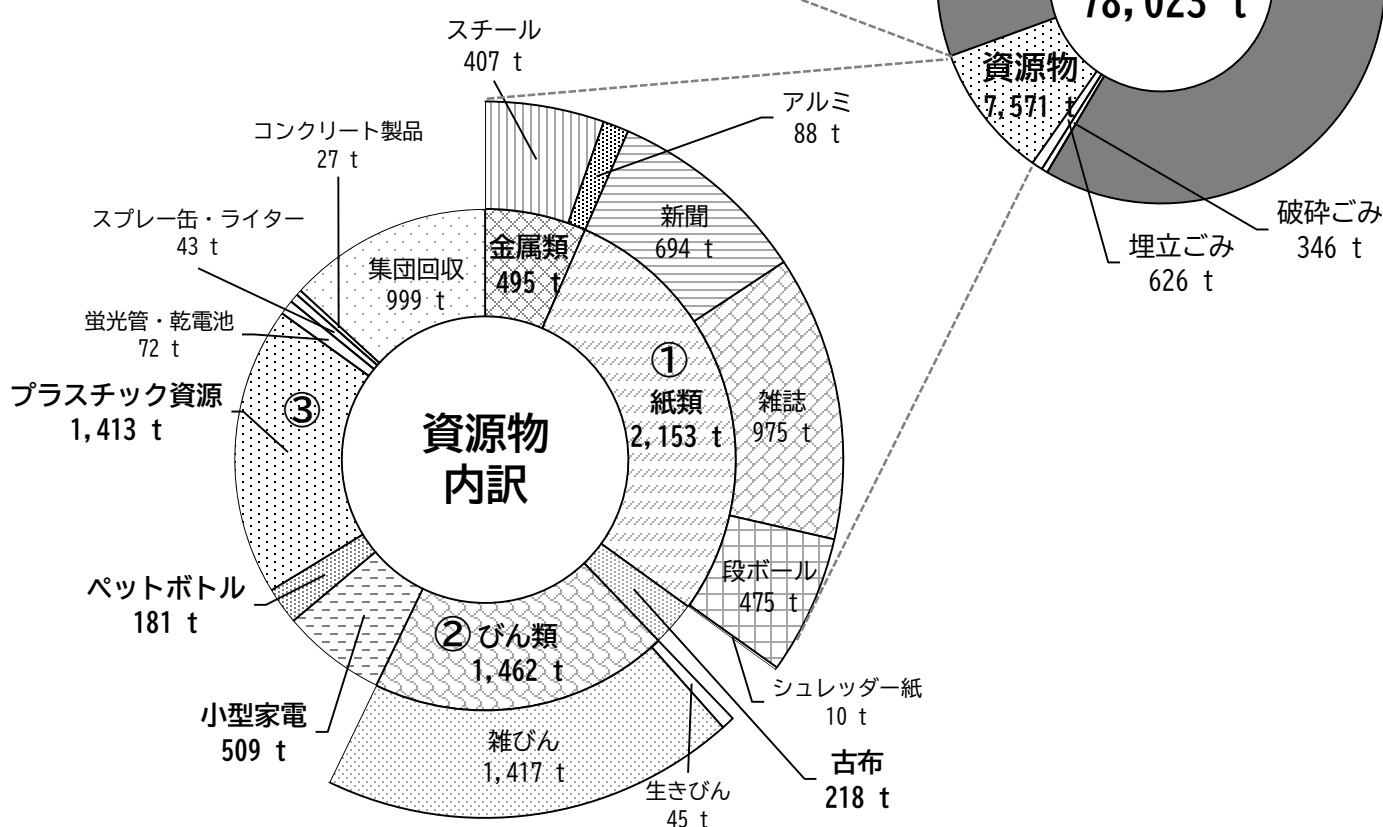
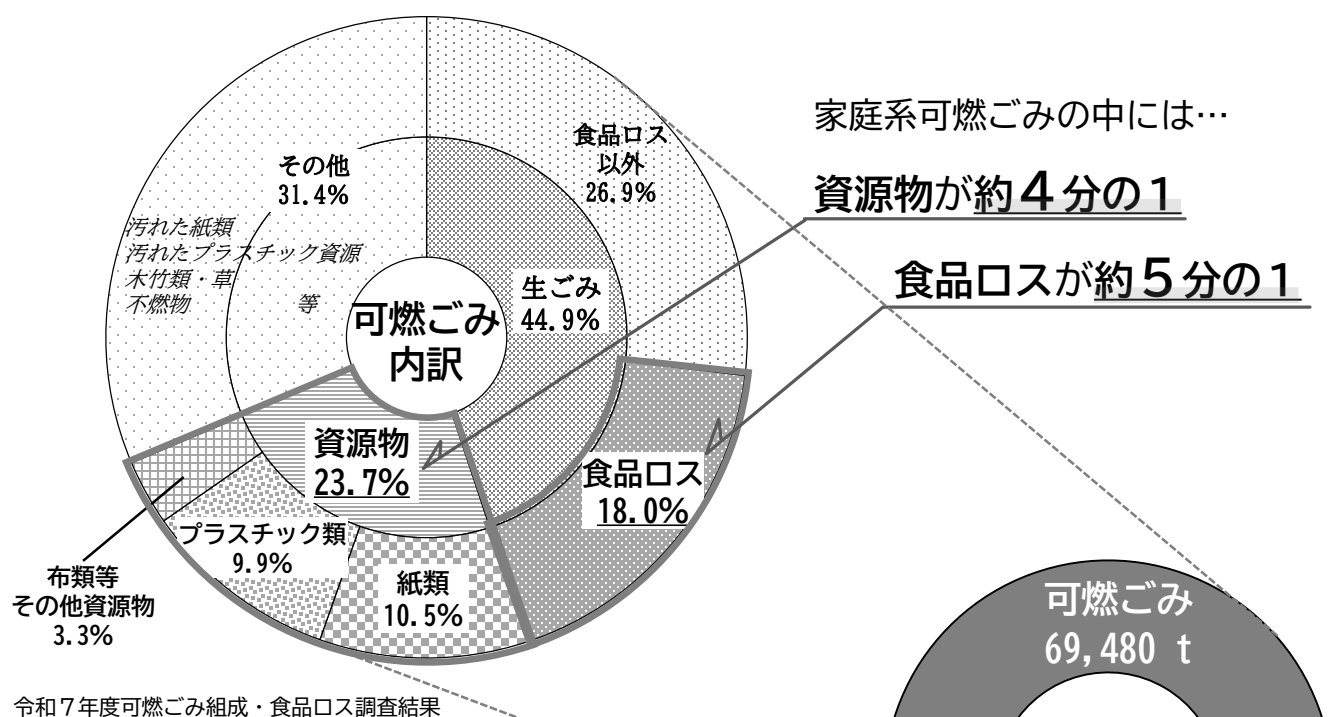
項目	新ごみ処理施設（焼却施設等）※	新一般廃棄物最終処分場 （エコトピア山田）
概要	▶ 処理する一般廃棄物の種類 ・焼却施設：可燃ごみ、中間処理後の可燃残渣 ・破碎処理施設：破碎ごみ、可燃性粗大ごみ ・プラスチックリサイクル施設：プラスチック資源 ▶ 処理能力 ・焼却施設：312トン／日（156トン／日×2炉） ・破碎処理施設：13トン／5h （埋立ごみを同時に処理する場合は16トン／5h） ・プラスチックリサイクル施設：13トン／5h ▶ 供用開始予定 令和15年度から	▶ 処理する一般廃棄物の種類 ・焼却残渣（燃え殻、ばいじん） ・埋立ごみ（主としてガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） ▶ 処理能力 - 埋立地の面積 21,260 m² - 埋立容量 206,500 m³ ▶ 埋立可能年数 令和10年度から令和26年度まで （17年間）
費用	新ごみ処理施設建設費： 385億円～616億円	新処分場再整備費： 約62億5千万円

※新ごみ処理施設基本計画改定版（令和8年3月、松塩地区広域施設組合）から抜粋

将来にわたって恒久的に処理費用や施設整備費用がかかるため、
ごみを減らしていかなければなりません。

松本市のごみ排出量の内訳（令和7年度）

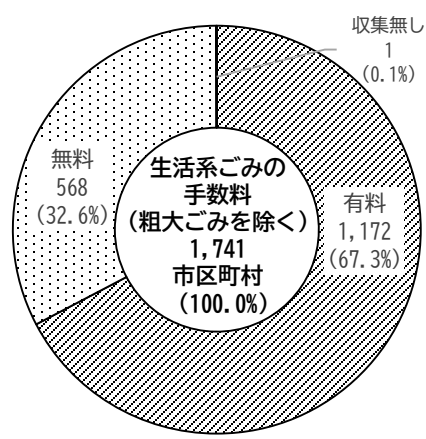
- ✓ごみ排出量のうち可燃ごみは約9割、資源物は約1割
- ✓家庭系可燃ごみの中には、まだ減らせるもの、分別できるものが約4割
- ✓資源物は、①紙類、②びん類、③プラスチック資源の順で排出



5 全国の生活系ごみ処理有料化制度導入状況

✓制度を導入している市区町村は
全国で**3分の2**超

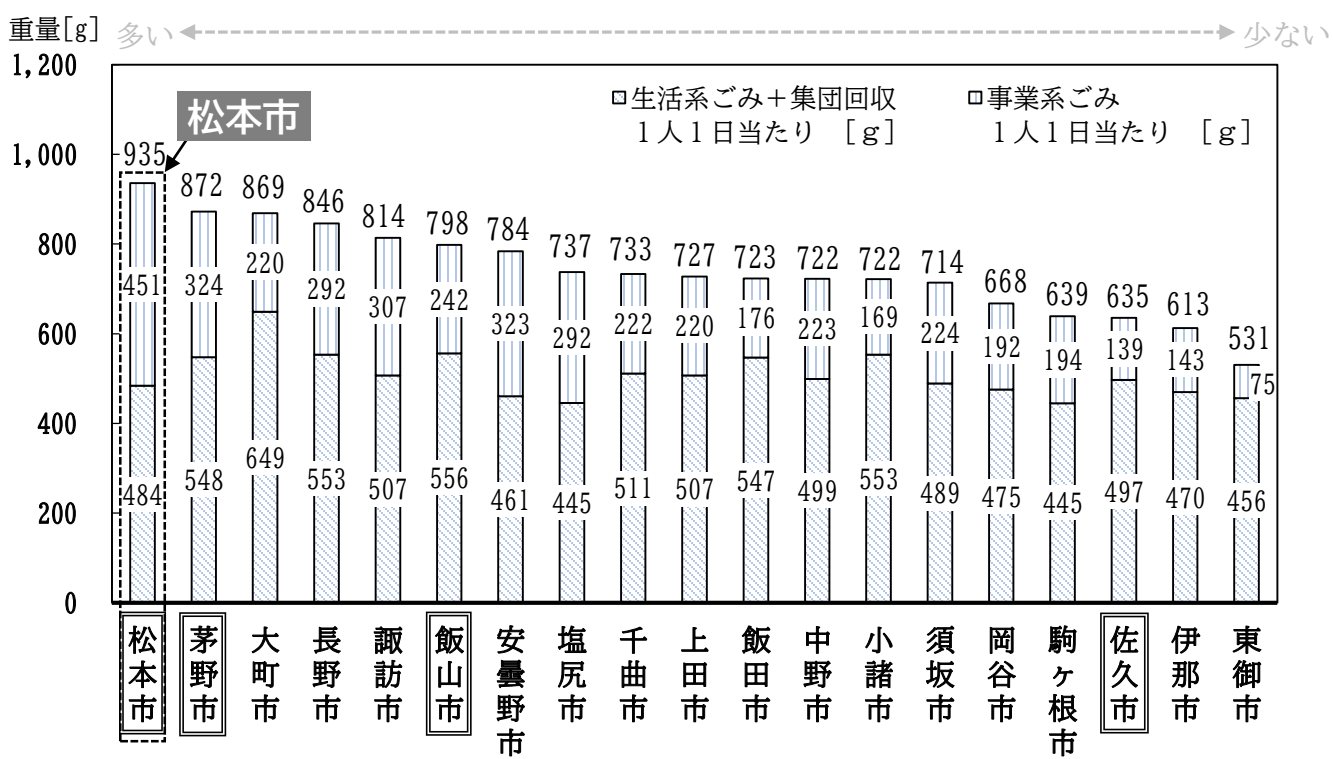
💡【全国の状況】
全国の1,741市区町村のうち
1,172市区町村は制度を導入
(導入率：**67.3%**、R6実績)



環境省：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査

6 県内市の1人1日当たりのごみ排出量及び制度導入状況

✓松本市は県内19市の中で1人1日当たりのごみ排出量が**最多**



：家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を『未実施』

※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。
※松本市は集合住宅のごみの一部を事業系ごみとして収集しているため、事業系ごみが多くなっています。

環境省：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査

💡【県内の状況】
県内の19市のうち**15**市は制度を導入 (導入率：**78.9%**、R6実績)

✓近隣の塩尻市・安曇野市では、1.0～2.0円/ℓの手数料がかかっています。

■塩尻市

袋の種類	45ℓ	25ℓ	14ℓ
もえるごみ	60円(1.3円)	30円(1.2円)	15円(1.1円)
袋の種類	30ℓ	18ℓ	8ℓ
うめたてごみ	60円(2.0円)	30円(1.7円)	15円(1.9円)

■安曇野市

袋の種類	50ℓ	30ℓ	20ℓ
もえるごみ	50円(1.0円)	30円(1.0円)	20円(1.0円)
袋の種類	—	30ℓ	20ℓ
もえないごみ	—	手数料なし	手数料なし

※上記金額のほか、袋代が別途かかっています。松本市の可燃ごみの袋の場合、30ℓ・15ℓの2種類が販売されています。

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の 制度設計について

(検討項目④ 手数料の使途の設定の有無)

④手数料の使途の設定の有無

1 松本市のごみ処理経費の現状（項目別のごみ処理費用の内訳①） 令和6年度実績

(1) 3 R + 適正処理の観点から整理

項 目	費 用	実施している事業（代表例）
リデュース	4 4 8 万円	食品ロス削減事業 ワンウェイプラスチック削減事業
リユース	6 2 3 万円	松本キッズ・リユースひろば事業
リサイクル	9 億 1, 5 5 4 万円	資源物の収集運搬（直営、委託） 不用食器リサイクル事業 大型プラスチック資源再資源化 スプリング製品再資源化 乾電池再資源化 蛍光灯再資源化 コンクリート製品再資源化 焼却残渣資源化 松本市リサイクルセンターの管理 松塩地区広域施設組合分担金（プラスチック資源リサイクル施設分） ごみ減量機器購入補助金 資源物回収・集団回収助成金
適正処理	1 5 億 3, 4 2 8 万円	可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬（直営、委託） 組成調査・食品ロス調査 埋立ごみ処分（破袋・破碎、最終処分） 焼却残渣処分（最終処分） 直営収集車両等の維持管理 新一般廃棄物最終処分場の建設及び最終処分場の維持管理等 松塩地区広域施設組合分担金（焼却施設分等） 事業系ごみの減量に関する費用（事業者用パンフレットの印刷） 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等） 災害廃棄物処理計画の改定
合 計	2 4 億 6, 0 5 3 万円	

○ 『リサイクル』『適正処理』の費用が大きい。

④手数料の使途の設定の有無

(2) 施設建設や処理方法の観点から整理

項 目	費 用	実施している事業（代表例）
施設 建設・改良	7, 8 8 2 万円	新一般廃棄物最終処分場の建設（7, 3 2 8 万円） 現行の松本市所管施設の工事費
収集運搬	5 億 6, 2 9 2 万円	直営収集運搬人件費 可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬委託費 資源物の収集運搬委託費 直営車両の燃料費、修繕費
中間処理	9, 9 0 4 万円	松本市リサイクルセンターの管理 蛍光管破碎機の修繕費 大型プラスチック資源再資源化 埋立ごみ処分（破袋・破碎）
最終処分	5 億 7, 8 4 8 万円	最終処分場の維持管理 埋立ごみ処分（最終処分） 焼却残渣資源化・処分
組合分担金 （※）	7 億 8, 4 2 9 万円	新ごみ処理施設建設事業に関する分担金（7 3 6 万円） 現行の組合所管施設の維持管理に関する分担金
その他	3 億 5, 6 9 8 万円	事務職員の人件費 組成調査・食品ロス調査等の調査費 食品ロス削減事業 松本キッズ・リユースひろば事業 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等） 災害廃棄物処理計画の改定
合 計	2 4 億 6, 0 5 3 万円	

※償還金やごみ処理以外にかかる経費は除いています。

○ 『収集運搬』『最終処分』『組合分担金』の費用が大きい。

④手数料の使途の設定の有無

2 有識者意見（福島委員・山谷委員）

	有識者名	設定の別	設定内容	左記の理由・留意事項等
手数料の使途	福島委員	☒ 必要 ☐ 不要	☒ ごみ収集運搬費用 ☐ ごみ処理費用 ☒ ごみ減量化施策費用 ☒ 再資源化推進費用 ☐ ごみ処理施設維持管理費用 ☐ ごみ処理施設整備費用 ☒ その他 ・集積所整備	- 有料化に伴い得られるおよその収入額を示し、その使途について市民に説明し理解を得ることは必要な手順だと思います。とくに処理経費21億円は多くの方が知らないままなのではないか。 - 有料化が処理経費をまかなうということではなく、燃やすごみ、埋立てるごみ量の削減が目的だということを強調すべき。 - 上記の目的に照らして、処理施設の維持管理、整備費の補填ではなく、分別収集、再資源化などの施策に使途の重点を置くべきである。 - 広報での周知は必須 - ごみステーションにはかつて私も松本に居住していた際に立ち会ったことがあるが、とくに冬の朝などは楽ではない。この負担については委員や市民の皆さんはどうお考えでしょうか。集合住宅のごみ置き場のように、集積所をその地区・地域専用施設として整備すれば「当番」は不要になるかと思う。
	山谷委員	☒ 必要 ☐ 不要	☐ ごみ収集運搬費用 ☐ ごみ処理費用 ☒ ごみ減量化施策費用 ☒ 再資源化推進費用 ☐ ごみ処理施設維持管理費用 ☐ ごみ処理施設整備費用 ☒ その他 ・不法投棄対策費 ・排出困難世帯支援費	- 市民にとって手数料の使途は有料化についての最大の関心事の一つ - 有料化を実施してよかったと市民が事後的に感じることができるような事業の実施を考案する。 - 戸別収集のコストを10%に抑えている自治体もあるが、戸別収集を実施する必要はなく、やはり収集などに予算を使ってしまうのはもったいないと思う。もっと減量を推進するために使うとか、ごみ出しサポートか何かの財源にするとか、福祉や環境の面に充てる、そういうところに使えると、市民の有料化に対する理解も深まってくるのではないか。

一般廃棄物処理有料化の手引き（手数料収入の使途）

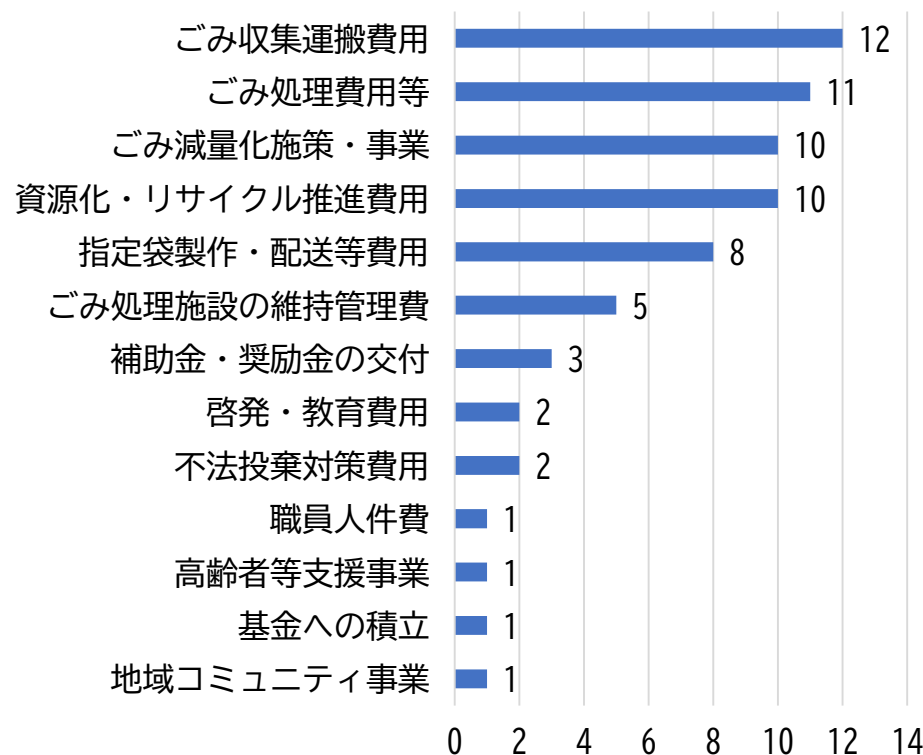
一般廃棄物処理の有料化により徴収された手数料について、有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定め、透明化することが求められる。なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化の制度への理解を深め、排出抑制への住民や事業者の意識を高めることが期待できる。

④手数料の使途の設定の有無

3 自治体アンケートの調査結果（調査票2・問7 手数料の使途）

- ・ 手数料使途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。
- ・ 使途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。

使途内容	回答数
ごみ収集運搬費用	12
ごみ処理費用等	11
ごみ減量化施策・事業	10
資源化・リサイクル推進費用	10
指定袋製作・配送等費用	8
ごみ処理施設の維持管理費	5
補助金・奨励金の交付	3
啓発・教育費用	2
不法投棄対策費用	2
職員人件費	1
高齢者等支援事業	1
基金への積立	1
地域コミュニティ事業	1



※対象：38市

※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

4 専門部会での意見

項目	意見の内容
手数料の 使途	● コンポストを活用した生ごみの堆肥化の利用などについても、今後、一緒に検討する必要があるのではないかと思う。それにあたり、<u>事業の実施にあたり追加の費用が必要ということであれば、そのための有料化、その事業に費用を充てる、ごみを減らすために必要な費用が増えるからこそ有料化にするといったところは、議論の一つとしてはあっても良い。</u> ● やはり有料化したときに、なぜそのお金が必要なのか、<u>どこに重点的に使われるのか</u>といったところが明確になっていないと絶対に市民は納得しない。

④手数料の使途の設定の有無

5 制度導入に伴い想定される事項

(1) 想定される事項

制度導入に伴い想定される事柄

- ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみの排出量は減少する。
- ・焼却量は減少する。
- ・最終処分量は減少する。
- ・資源物の排出量は増加する。
- ・剪定枝等を資源化するために分別収集すると収集車両が増える。

※集合住宅のごみが行政収集となる影響は考慮していない。（制度導入に伴う直接的な影響のみ）

費用の増減が見込まれる事項（一例）

- ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の費用は減少する。
- ・資源物の収集運搬及び再資源化費用は増加する。
- ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみに混在する資源化できるごみを資源物に促す施策に係る費用が増加する。
- ・破碎ごみ、埋立ごみを一括回収するための施設の費用が増加する。
- ・不法投棄対策に関する費用が増加する。

④手数料の使途の設定の有無

(2) ごみ処理事業に係る経費の増減（見込）

項 目	実施している事業（代表例）		項 目	実施している事業（代表例）	
リデュース	食品ロス削減事業 ワンウェイプラスチック削減事業	→ →	施設 建設・改良	新一般廃棄物最終処分場の建設 現行の松本市所管施設の工事費	→ →
リユース	松本キッズ・リユースひろば事業	→	収集運搬	直営収集運搬人件費 可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬委託費 資源物の収集運搬委託費 直営車両の燃料費、修繕費	→ ↓ ↑ ↑
リサイクル	資源物の収集運搬（直営、委託） 不用食器リサイクル事業 大型プラスチック資源再資源化 スプリング製品再資源化 乾電池再資源化 蛍光灯再資源化 コンクリート製品再資源化 焼却残渣資源化 松本市リサイクルセンターの管理 松塩地区広域施設組合分担金（プラスチック資源リサイクル施設分） ごみ減量機器購入補助金 資源物回収・集団回収助成金 剪定枝の資源化	↑ → ↑ → → → → ↓ ↑ → ↑ ↑ ↑	中間処理	松本市リサイクルセンターの管理 蛍光灯破碎機の修繕費 大型プラスチック資源再資源化 埋立ごみ処分（破袋・破碎）	↑ → ↑ ↓
			最終処分	最終処分場の維持管理 埋立ごみ処分（最終処分） 焼却残渣資源化・処分	→ ↓ ↓
			組合分担金	新ごみ処理施設建設事業に関する分担金 現行の組合所管施設の維持管理に関する分担金	↑ ↓
適正処理	可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬（直営、委託） 組成調査・食品ロス調査 埋立ごみ処分（破袋・破碎、最終処分） 焼却残渣処分（最終処分） 直営収集車両等の維持管理 新一般廃棄物最終処分場の建設及び最終処分場の維持管理等 松塩地区広域施設組合分担金（焼却施設分等） 事業系ごみの減量に関する費用（事業者用パンフレットの印刷） 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等）	↓ → ↓ ↓ ↑ → ↓ → ↑	その他	事務職員の人件費 組成調査・食品ロス調査等の調査費 食品ロス削減事業 松本キッズ・リユースひろば事業 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等） 災害廃棄物処理計画の改定	→ → → → ↑ →

※集合住宅のごみが行政収集となる影響は考慮していない。（制度導入に伴う直接的な影響のみ）

④手数料の使途の設定の有無

6 答申案の方向性（案）

手数料の使途の設定は・・・

設定の有無：「有り（使途を定める）」

使途の内容：

- ・ 手数料の対象となるごみが資源物につながる分別収集や再資源化などの施策に優先的に充てる
- ・ 市民が事後的に良かったと感じる事業に充てる

※付帯事項あり

付 帯 事 項

- ◆ 処理費用の使途を広報や市ホームページで公開するなど、市民の制度への理解につながる施策を併せて講じること。

今年度実施予定の市民アンケートで、使途に関する質問事項を設け、その結果により改めて検討

【採用の理由】

- 手数料の使途は、市民にとっての最大の関心事の一つであり、使途を市民に説明して理解を得ることは必要な手順であることから使途を定めることが適当
- 制度の導入の目的は、処理経費を賄うということではなく、可燃ごみや埋立ごみの削減であることを強調する必要があるため、市民に分かりやすい事業に充てることが適当

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の 制度設計について

(検討項目⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲)

⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

1 有識者意見（福島委員・山谷委員）

	有識者名	導入の別	対象者・世帯	左記の理由・留意事項等
減免制度	福島委員	☒ 必要 ☐ 不要	☒ 生活保護受給世帯 ☒ 乳幼児のいる世帯 ☐ 紙おむつ使用者 ☐ 児童扶養手当受給世帯 ☒ 障がい者手帳所持世帯（市民税非課税） ☐ その他	・ 低所得者、生活困難な家庭対象 ・ 「紙おむつ使用者」はおそらく高齢で重度の疾病をとまなう方になるかと思うが、必ずしも障がい者手帳交付者とは限らないとすれば、何らかの対応が必要になるかも知れません。 ・ 下宿生活の学生、年金生活に入っている高齢者にとっても、新たな負担は厳しいものがあるかと思う。どこまで、どの程度考慮するかは課題 皆さんのご意見をお聞かせいただければと思います。
	山谷委員	☒ 必要 ☐ 不要	☐ 生活保護受給世帯 ☒ 乳幼児のいる世帯 ☒ 紙おむつ使用者 ☐ 児童扶養手当受給世帯 ☐ 障がい者手帳所持世帯（市民税非課税） ☐ その他	・ 1 L 1 円程度またはそれ以上の手数料水準での有料化実施では、近年ほぼ例外なく何らかの配慮をしている。 ・ 経済的に苦しいと想定される世帯向けの減免の必要度は、手数料水準により異なる。1 Lにつき1 円のケースで経済的減免を実施するケースは少ないが、1.3 円の場合は必要となるかもしれない。

【参 考】松本市における一般廃棄物処理手数料等の減免制度

- 松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第26条(手数料の減免)
(粗大ごみ軒先回収等)
 - ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者
 - ② 天災により被害を受けた者
 - ③ その他市長が特に必要と認めた者
- 松本市廃棄物の処理施設の設置及び管理に関する条例第5条（使用料等の減免）
(リサイクルセンターへの埋立・資源物・粗大ごみ直接搬入)
 - ①生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者
 - ②天災により被害を受けた者その他特に必要と認めた者

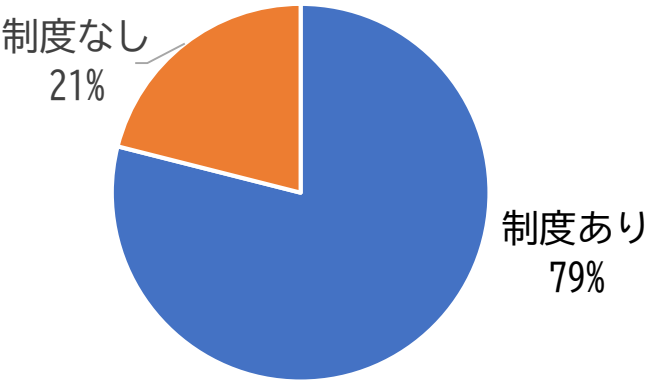
⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

2 自治体アンケートの調査結果（調査票2 問8 減免制度について）

- 減免制度は、約80%の自治体で導入（対象38市のうち、30市で制度ありと回答）。
- 減免実施自治体30自治体中、27自治体が減免に上限を設定している。
- 減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多（6市）。
- 主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。
 - ①生活保護受給世帯
 - ②乳幼児（2～3歳未満）のいる世帯
 - ③紙おむつ使用者（高齢者・障がい者）
 - ④児童扶養手当受給世帯
 - ⑤障がい者手帳所持世帯（市民税非課税）

(1) 減免制度の有無

分 類	有	無	合 計
中核市	10 (83.3%)	2 (16.7%)	12
類似市	14 (93.3%)	1 (6.7%)	15
県内	6 (54.5%)	5 (45.5%)	11
合 計	30 (78.9%)	8 (21.1%)	38



(2) 減免制度の対象者（対象：制度有の30市）

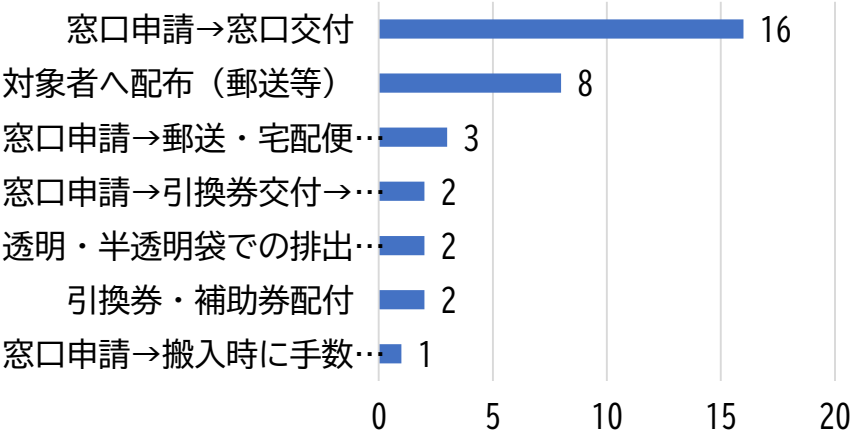
対象者区分	回答数	割合
生活保護受給世帯	23	76.7%
乳幼児（2～3歳未満）のいる世帯	13	43.3%
紙おむつ使用者（高齢者・障がい者）	11	36.7%
児童扶養手当受給世帯	11	36.7%
障がい者手帳所持世帯（市民税非課税）	11	36.7%
特別児童扶養手当受給世帯	10	33.3%
中国残留邦人等世帯	10	33.3%
災害罹災者	6	20.0%
ストーマ・腹膜透析実施者	4	13.3%
要介護認定の高齢者世帯	4	13.3%
市長が特に必要と認める者	4	13.3%
ひとり親家庭等医療費助成世帯	3	10.0%
老齢福祉年金受給世帯	3	10.0%
所得要件を満たす高齢者・障がい者世帯	3	10.0%
ボランティア清掃活動	3	10.0%
遺族基礎年金受給世帯	2	6.7%
庭木剪定枝排出者	1	3.3%



※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

(3) 減免の方法

方法	回答数	割合
窓口申請→窓口交付	16	53.3%
対象者へ配布（郵送等）	8	26.7%
窓口申請→郵送・宅配便で配送	3	10.0%
窓口申請→引換券交付→窓口及び指定店舗等で交換	2	6.7%
透明・半透明袋での排出許可	2	6.7%
引換券・補助券配付	2	6.7%
窓口申請→搬入時に手数料減免	1	3.3%



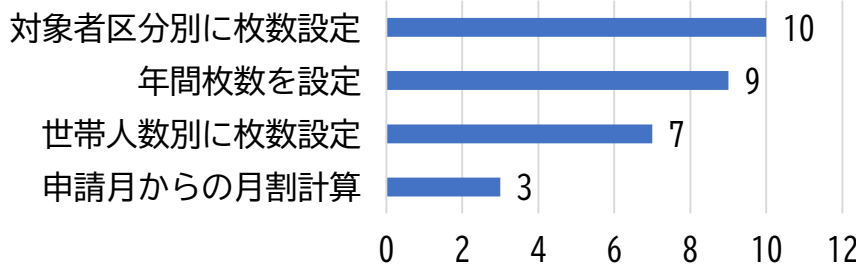
※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

(4) 減免の上限設定

上限の設定	回答数
有	27
無	1

上限の主な基準	回答数
対象者区分別に枚数設定	10
年間枚数を設定	9
世帯人数別に枚数設定	7
申請月からの月割計算	3

※複数回答あり



(5) 減免制度を設けなかった理由（対象：制度無の8市）

理 由	回答数	具体的内容
ごみ処理費用を負担するという考え方は、市民全員が公平であるべきと考えたため	6	金沢市、久留米市、上田市、岡谷市、飯田市、小諸市
生活困窮者のごみ処理費用支給制度で対応	1	大町市
未回答	1	A市

※回答のあった7市では、「今後も減免制度の導入予定はなし」としている。

⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

【参考：県内市の減免制度（その1）】

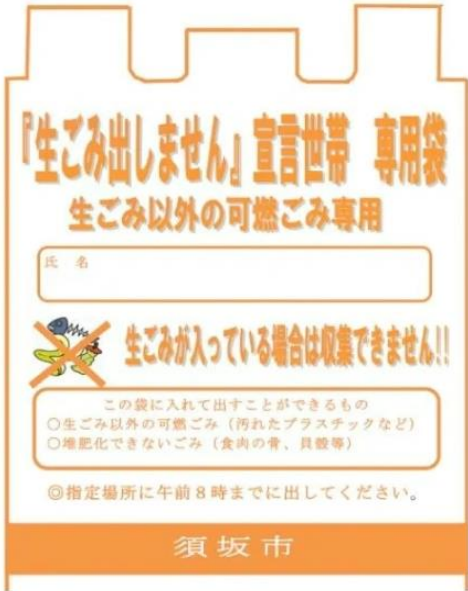
自治体名	減免制度の対象者	減免の方法	減免の上限
長野市	- 生活保護を受給している世帯 3歳に満たない子供 - 要介護者等 - 医療廃棄物等排出者	■指定袋及び粗大ごみシールを渡す 3歳に満たない子供 出生届又は転入届提出時に窓口で渡す。渡せない場合は後日郵送 - 生活保護を受給している世帯 - 要介護者等、医療廃棄物等排出者 ※申請年度分は申請書提出時に窓口で渡す。次年度以降は郵送	- 生活保護を受給している世帯 可燃袋20L60枚、不燃袋30L5枚、 プラ袋30L30枚、粗大ごみシール3枚 3歳に満たない子供 可燃袋30L90枚 - 要介護者等 可燃30L袋60枚又は可燃20L90枚 - 医療廃棄物等排出者 可燃30L袋20枚又は可燃20L30枚
塩尻市	2歳未満の子ども - 要介護又は要支援の方（介護保険証）及び障がいをお持ちの方（障がい者手帳）のうち紙おむつを常時使用している方 - 生活保護受給者	市に申請書類を提出し、指定ごみ袋を窓口で渡す。	2歳未満：2歳まで最大2年分25L120枚 - 介護障がい：最大1年分25L60枚 - 生活保護：1年分で25L30枚
安曇野市	2歳未満の乳幼児とその同一世帯で養育している者	市に申請書類を提出し許可を受けた場合にごみ袋の引換証を発行。窓口にてごみ袋と交換	1歳未満の乳幼児 100枚(3,000円) 1歳以上2歳未満の乳幼児 50枚(1,500円) ※出生から1歳未満までの間で一回限り。

⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

【参考：県内市の減免制度（その2）】

自治体名	事業名	開始時期
須坂市	「生ごみ出しません宣言世帯専用袋」の配布	平成25年7月

事業概要	普段から生ごみを堆肥化して可燃ごみとして出していない世帯が希望する場合に、専用袋を無料で配布。
効 果	家庭系ごみ処理の有料化制度を導入しており、可燃ごみを排出する場合には可燃ごみ専用袋を使用しなければならないため、費用負担が発生しますが、「生ごみ出しません宣言世帯専用袋」が無料であるため、生ごみを堆肥化することへの動機付けにつながる
事業内容	■申請が可能な世帯 生ごみを畑や生ごみ処理機等で堆肥化し、普段可燃ごみとして出していない世帯 ■交付枚数 最大で50枚（申請した月によって枚数が異なる。配布サイズ：15ℓ（記名式）） ※5月：50枚、6月：40枚、7月：30枚、8月：20枚、9月：10枚 ■入れられるもの 生ごみ以外の可燃ごみ（ただし、堆肥化に適さない生ごみは可）



⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

【参考：他市における紙おむつ等使用者の減免制度等】

自治体名	手数料の有無	対象となるおむつ類		減免の手法	排出方法
会津若松市	無料	紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、おむつライナー、 <u>おしり拭き、衛生手袋</u>		市販の透明又は半透明袋で排出（市指定袋の使用不要）	袋に油性ペンで「おむつ」と明記し、可燃ごみ収集日に排出
日光市	無料	紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、おむつライナー		市販の透明又は半透明袋で排出（市指定袋の使用不要）	外側に「おむつ」と記入の上、可燃ごみ収集日に排出
鎌倉市	無料	紙おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、おむつライナー		45Lまでの市販の透明または半透明の袋（市指定袋の使用不要）	「おむつ」と明記し、可燃ごみ収集日に排出
自治体名	手数料の有無	対象となるおむつ類	減免の手法	交付対象者	
八王子市	無料	使用済みの紙おむつ（尿とりパッドを含む）	<u>おむつ専用袋</u> を申請に基づき交付	・乳幼児 ・65歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方 ・40歳以上65歳未満で介護保険制度上、アルツハイマーなど16種類の特定疾病に該当し、要介護1以上の認定を受けている方	

※いずれの市も「ペット用」は除く。

紙おむつ等については、指定ごみ袋を無料で配付する方法以外に、指定ごみ袋以外の透明な袋で排出可能とする手法や紙おむつ専用袋を製作して配付する手法を取っている自治体もある。

3 専門部会での意見

項目	意見の内容
減免制度	● <u>施設に入っている方も減免の対象になるのか</u>というところも検討してもらいたい。 ● この費用負担は松本市に住まわれている排出者の方が一律だと思うが、例えば、<u>高齢者の世帯や障がいのある方に対する軽減措置はあるのか。</u> ● <u>年金暮らしだと物価高の影響が大きい。</u>

⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲

4 答申案の方向性（案）

減免制度は・・・

導入する

対象者・世帯は・・・

生活保護受給世帯、乳幼児（2歳未満）のいる世帯、
紙おむつ使用者 ※付帯事項あり

付 帯 事 項

- ◆ 少なくとも上記に掲げるものは、減免対象とする方向で検討すること。その他の対象は、他の給付制度の対象者や他自治体の事例を参考に必要に応じて検討すること。
- ◆ ごみの排出量に応じた費用負担制度の趣旨から、無制限に減免とするのではなく、一定の上限を設けること。
- ◆ 申請方法等については、対象者に負担をかけない手法と行政がコストをかけない手法の両面から最適な手法を検討すること。
- ◆ 紙おむつは、紙おむつ使用者のうち減免対象とする者を検討すること。また、現物給付、おむつ専用袋の給付、透明な袋等による排出など最適な手法を検討すること。
- ◆ 紙おむつ使用者に対する減免と他の対象者に対する減免とが重複しないようにすること。

今年度実施予定の市民アンケートで、減免に関する質問事項を設け、その結果により改めて検討

採用の理由

- 自治体アンケートにおいても8割程度が導入しており、有識者からも1 Lあたり1円程度の手数料水準で何らかの配慮をしているというご意見を踏まえ導入することが適当
- 本制度はごみの排出量に応じた負担であり全ての方に公平に負担いただくことが原則であるが、生活保護世帯は減免する他自治体の割合が高いこと、乳幼児のいる世帯は子育て支援や近隣市において採用していること、紙おむつは毎日使うものであり減量が難しいことから、一定の負担軽減の配慮が必要である。

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の 制度設計について

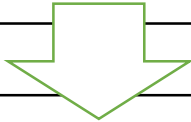
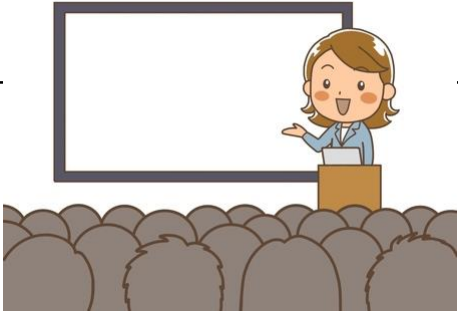
(検討項目⑨市民との合意形成の手法、⑩市民への周知啓発に係る手法)

⑨市民との合意形成の手法について

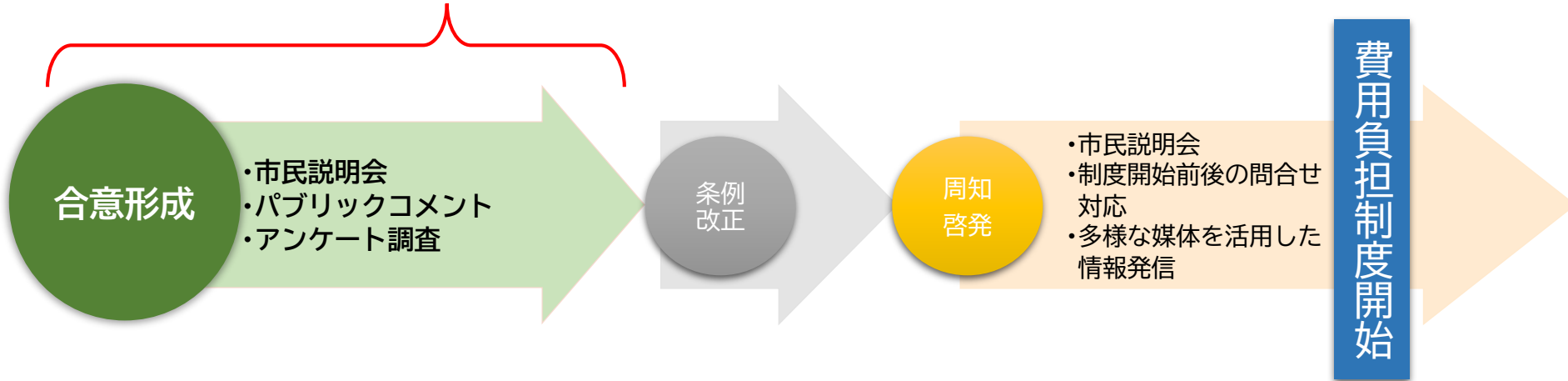
1 市民との合意形成の手法

検討項目の内容

- ・パブリックコメントの実施（実施時期等）
- ・市民説明会の開催（開催の時期や方法等）
- ・市民アンケート調査の実施（別途協議）
- ・上記以外の合意形成の手法 など



今回ご検討いただく「市民との合意形成の手法」につきましては、下記のとおり、
『制度が確定する前段階（条例改正の手続きより前）での手続き等』を想定しています。



⑨市民との合意形成の手法について

(1) 松本市の現状（松本市が市民の意見等を聴取するための主な手法）

主な手法	内 容
パブリックコメント （意見公募）	- 市が政策や条例を定める前に、広く市民から意見を募集する手続き。 - 行政の透明性向上や住民参加の促進を目的としている。担当課での閲覧、市ホームページへの掲載、その他、広報まつもとへの掲載や地域づくりセンターでの閲覧等により公表。
松本市ホームページ からの問い合わせ	各ページ下段に設けられた「問い合わせフォーム」から送信
市民説明会等	必要に応じて説明会等を開催
市長への手紙	- 市役所本庁、東庁舎総合案内、各地域づくりセンター等市内公共施設に設置されている「はがき」にて意見・提言を提出 - 松本市ホームページ「市長への手紙」入力フォームにより送信 など 3週間を目安に回答
その他	電話、メール等により各課へ直接問い合わせ

※市議会を除いています。

市長への手紙

11

市民のみなさんへ

17

市長への手紙

市民が主役の市政を推進していく参考とさせていただくため、平成12年から「市長への手紙」を実施しています。

市民の皆さんの市政に関する建設的なご意見、ご提言をお聞かせください。市長が直接読み、回答できるものは、市長の指示により担当部署から回答します。

回答には、おおむね3週間程度のお時間をいただきます（内容によっては1カ月程度かかる場合があります）。

ご意見や回答内容について、個人情報の取り扱いに十分注意したうえで、ホームページに掲載させていただきます。ご承知おきください。

※手続きや業務に関するご質問、急を要する案件や簡易な案件は担当課へお問い合わせください。

※各担当課へ直接問い合わせ（入力フォーム有り）

パブリックコメント（意見募集）

おすすめ情報

2026年6月1日更新

[令和8年度パブリックコメントの実施予定](#)

2026年4月1日更新

[令和7年度パブリックコメント実施結果](#)

2025年5月1日更新

[令和6年度パブリックコメント実施結果](#)

基本情報

2026年2月16日更新

[（仮称）松本市議員等の公正な職務の執行を妨げる行為の防止に関する条例の骨子（案）に対するパブリックコメントの結果](#)

2022年4月1日更新

[パブリックコメント意見用紙](#)

2022年4月1日更新

[松本市パブリックコメント手順書【市ホームページ】](#)

⑨市民との合意形成の手法について

(2) 有識者意見（福島委員・山谷委員）

有識者名	実施すべき取組み	ポイントや理由	留意事項・補足事項
福島委員	① 広報での方針概要の提示と意見聴取（パブコメ） ② 複数個所での複数回の説明会と意見聴取 ③ パブコメおよび説明会での意見聴取結果の本委員会への報告。 ④ 市民へのアンケートに当っては、有料化賛成・反対の二択ではなく、現状で松本市の「ごみ処理」全般について意見（不便さ、不都合なこと）、改善提案を具体的に挙げていただけるような設問項目があると良い。	・ パブコメだけではサイトや広報にアクセスできない人を網羅できないため、市内数か所での説明会を開催して、施策の具体的内容を説明し、直接意見を求めることが必要 ・ この際に、有料化の目的がごみ減量であること、そのために、市としてのごみと資源の分離に資する有効な新たな対策を提示することは必須 ・ 具体的には、ごみステーションに資源ごみ（とくに古紙回収ボックス用の保管容器）を措置（450町会で32カ所は少なすぎる）、生ごみ処理の講習会の開催や地区ごとの処理機設置など集団的取組みを支援するなど、分別やごみ量削減しやすくするファシリティの向上が求められる。 ・ 本委員会の役割として、少なくともパブコメや説明会で出された意見に目を通し、意見交換しておくことは今後、この種の施策検討作業に役立つものと考えている。	・ 市民に新たな経済的負担を強いることになるので、最終処分場の逼迫、新たな中間処理施設の規模縮小、資源循環など、足元から（地域から）地球環境保全に繋げる生活スタイルの見直しを進めるものだという点を強調することが肝心 ・ その上で、市民が実践しやすくなるように行政が民間事業者（小売店等）と協力・協働して環境整備を図ることが必要と考える。 ・ 町会に属していない、新聞を購読していない（そのため広報が届かない）市民にどう働きかけるかは課題
山谷委員	【条例改正までのプロセス】 ①実施方針素案策定 ②パブリックコメント・市民説明会 ③実施方針策定 ④条例改正 【合意形成の内容】 市民説明会、タウンミーティング、講演会、計画素案パブコメなど 【その他の取組】 ・ 市民アンケート調査の実施 ・ 市民の利便性向上（収集品目のわかりやすさなど）に係る施策の実施 ・ 不法投棄・不適正排出対策の実施等	・ 有料化の利点をよく知ってもらう。どんな制度なのかよく理解してもらう ・ 想定される負担月額、負担額を減らす方法、手数料収入の使途など、市民が知りたい情報を分かりやすく提供する ・ 市民が懸念する問題、想定される課題について、行政が地域と連携してきちんと対応することを説明する ・ 市長が先頭に立って説明責任を果たす	・ 鎌倉、海老名、金沢、東大和、会津若松、富山などの市では市長がタウンミーティングや講演会に出席し、講演者や担当職員とともに、市民と意見交換

⑨市民との合意形成の手法について

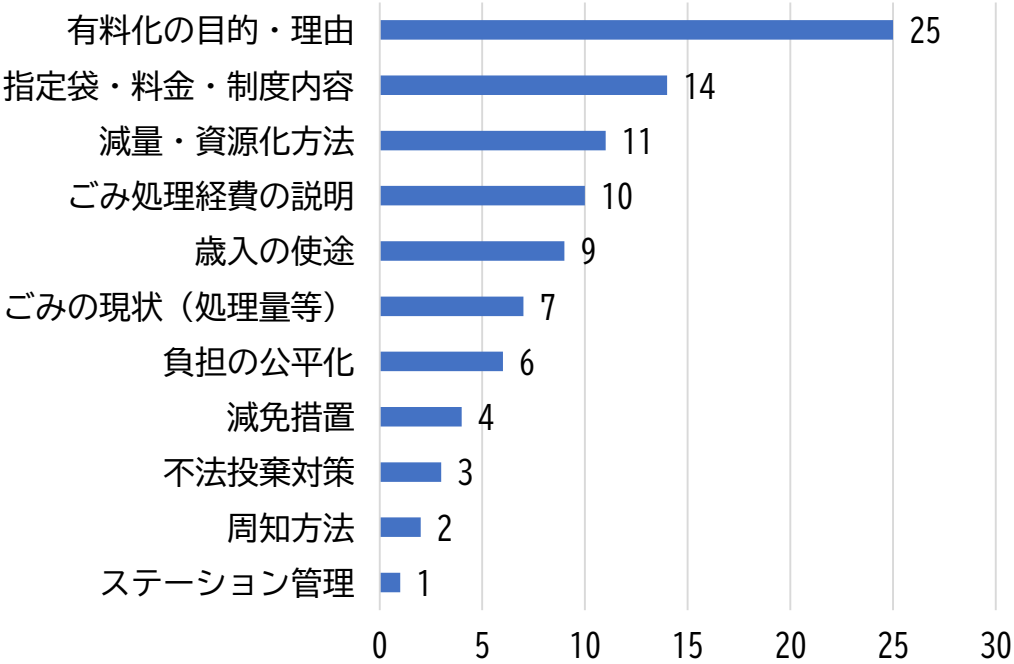
(3) 自治体アンケートの調査結果

ア 有料化実施を住民に理解してもらうための説明内容調査結果（自治体アンケート調査票2 問15）

- ・ 住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。
- ・ 「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。

⑦ 説明内容

説明内容	回答数	割合
有料化の目的・理由	25	89.3%
指定袋・料金・制度内容	14	50.0%
減量・資源化方法	11	39.3%
ごみ処理経費の説明	10	35.7%
歳入の使途	9	32.1%
ごみの現状（処理量等）	7	25.0%
負担の公平化	6	21.4%
減免措置	4	14.3%
不法投棄対策	3	10.7%
周知方法	2	7.1%
ステーション管理	1	3.6%



※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

⑨市民との合意形成の手法について

① 主な説明内容の詳細

	項 目	説明内容の詳細
i	有料化の目的・理由	- 最終処分場のひっ迫 - ごみ減量・資源化の促進 - 循環型社会形成 - ごみに対する意識向上 - 財政負担軽減
ii	指定袋・料金・制度内容	- 指定袋の制度・仕様 - 有料化対象範囲 - 料金設定の考え方 - 手数料負担の仕組み
iii	減量・資源化方法	- 紙類、プラスチック類の資源化・分別 - 生ごみ減量 - 組成調査結果の説明
iv	ごみ処理経費の説明	- 現状のごみ処理経費を細かく説明 - 年間40億円以上の処理費用を説明 - 収集方法変更の費用比較 - 処理手数料の水準 - ごみ処理経費の変遷と予測
v	歳入の使途	手数料の使途を細かく説明
vi	ごみの現状（処理量等）	- ごみ処理の現状・流れ - 全国・県内の有料化の状況 - 環境基本計画の理念
vii	負担の公平化	- 排出量に応じた費用負担、受益者負担の原則 - 負担の見える化

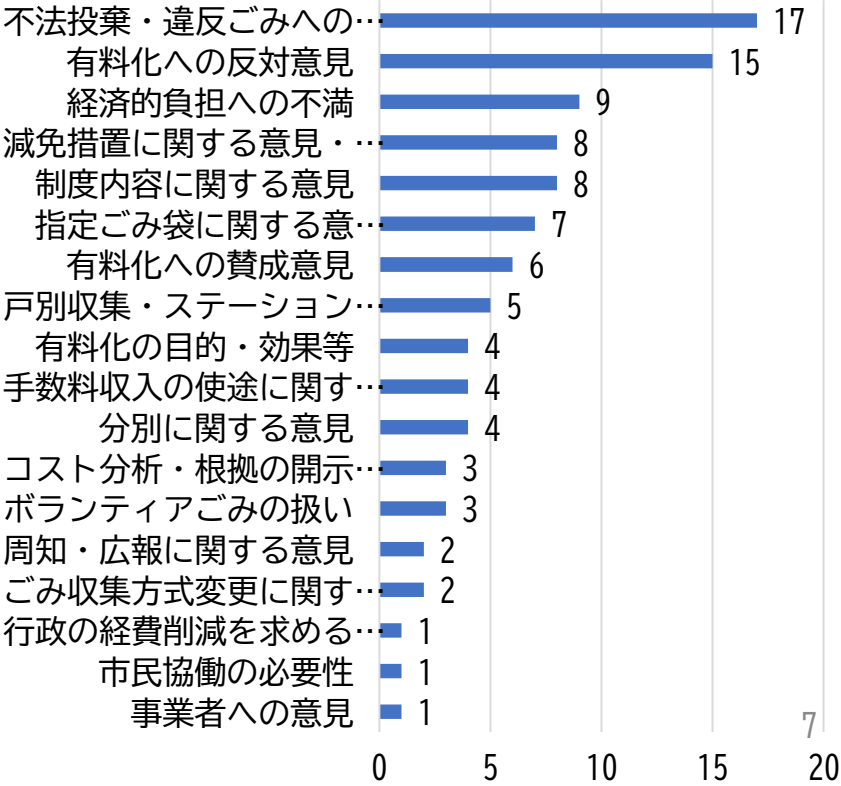
⑨市民との合意形成の手法について

イ 実施前に市民から寄せられた意見の調査結果（自治体アンケート調査票2 問16）

- 有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念（不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策）が最も多く、有料化への反対意見（有料化前にごみ減量や資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担するべき）、経済的負担への不満（増税ではないか、手数料が高い）の順で多くなっていた。
- 次いで、減免措置に関する意見・要望（低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮）が多かった。

㊦ 意見の内容（複数回答）

意見内容	回答数	割合
不法投棄・違反ごみへの懸念	17	16.8%
有料化への反対意見	15	14.9%
経済的負担への不満	9	8.9%
減免措置に関する意見・要望	8	7.9%
制度内容に関する意見	8	7.9%
指定ごみ袋に関する意見・要望	7	6.9%
有料化への賛成意見	6	5.9%
戸別収集・ステーション管理に関する意見	5	5.0%
有料化の目的・効果等	4	4.0%
手数料収入の使途に関する意見	4	4.0%
分別に関する意見	4	4.0%
コスト分析・根拠の開示要望	3	3.0%
ボランティアごみの扱い	3	3.0%
周知・広報に関する意見	2	2.0%
ごみ収集方式変更に関する意見	2	2.0%
行政の経費削減を求める意見	1	1.0%
市民協働の必要性	1	1.0%
事業者への意見	1	1.0%



⑨市民との合意形成の手法について

① 主な意見の具体的な内容

	項 目	説明内容の詳細
i	不法投棄・違反ごみへの懸念	- 不法投棄が増える、野焼きが増える - マナー違反ごみへの対策を講ずるべき - ステーションへの違法ごみが増える
ii	有料化への反対意見	- 有料化の前にごみ減量・資源化に取り組むべき - ごみの減量が進んでいる中での有料化の実施 - 手数料額が高額すぎる - ごみ処理費用は税金で負担すべき
iii	経済的負担への不満	- 増税ではないか - 手数料が高い・安くするべき - 家計の負担になる
iv	減免措置に関する意見	- 低所得者への減免措置 - 紙おむつ使用者への配慮
v	制度内容に関する意見	- 手数料収入の使い道、 - 有料化の目的・効果等 - 使途を公表してほしい
vi	指定ごみ袋に関する意見・要望	- 指定ごみ袋のサイズ・仕様に関する要望（サイズを増やす、破れやすい） - ごみステーション管理者には指定袋を支給してほしい - ボランティアで拾ったごみも指定袋を買って処理するのか
vii	有料化への賛成意見	適正負担という趣旨には賛同

⑨市民との合意形成の手法について

(4) 専門部会での意見

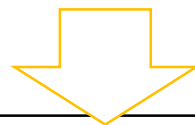
- ◆ 市民はごみ処理に何億円とかどのくらいの費用が掛かっているのか、ごみの減量化により焼却費用や処分費用が何億円削減されたなど具体的なお金の面でアプローチしないと市民には響きにくい。
- ◆ 有料となる破碎・埋立ごみについては、分けられるものは分けていく、後は集めた先はどうなっていくかをきちんと理解してもらったうえで、そういうことでこれらは有料となりますと説明していかなければならないと思う。

⑩市民への周知啓発の手法について

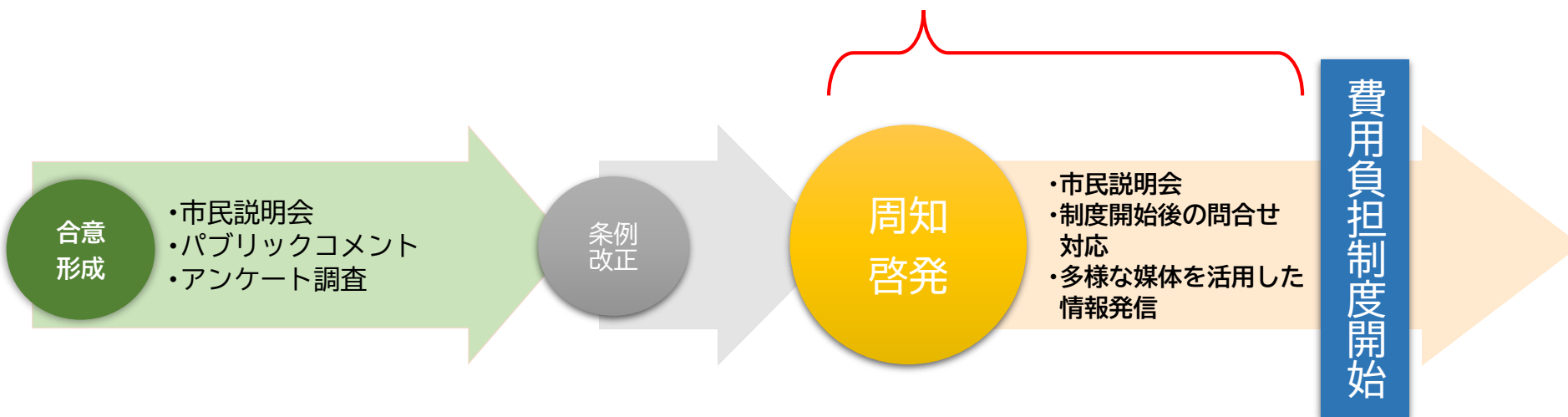
1 市民への周知啓発の手法

検討項目の内容

- ・有効な周知啓発の手法
(周知啓発の内容・活用媒体・対象者に合わせた周知方法など具体的な対応方法)



今回ご検討いただく「市民への周知啓発の手法」につきましては、
下記のとおり、『制度確定後（条例改正後）の手続き等』を想定しています。



⑩市民への周知啓発の手法について

(1) 松本市の現状

主な活用媒体	内 容
松本市ホームページ	(令和7年度) ・市ホームページアクティブユーザー数：3,021,595人 ・市ホームページトップページ視聴回数：1,270,934回 ・ごみ関連サイトアクティブユーザー数 23,571人（令和7年度） ・ごみ関連サイト視聴回数：66,327回
ごみ分別アプリ （さんあーる）	・累計ユーザー数：41,166人 ・直近1か月アクセス件数：41,472件 ※アクセス数はアプリを1回起動するごとに1カウント
ごみの分け方出し方・ 日程表等の配布	・家庭系ごみ資源物の分け方・出し方、ごみ日程表等の配布 ・各地域づくりセンターでも随時配布
広報まつもと	月1回 全戸配布
デジタルサイネージ	東庁舎1階総合受付横に設置してある広告付庁舎案内板 など
報道機関	プレスリリース など
その他	市政広報番組（テレビ・ラジオ）の放送、 松本市行政チャンネル、YouTubeでの動画配信



※ 市ホームページへの制度情報の掲載場所として、「トップページ」、
「各ごみ関連ページ」が想定されます。

ごみ分別アプリ（さんあーる）

⑩市民への周知啓発の手法について

(2) 有識者意見（福島委員・山谷委員）

有識者名	実施すべき取り組み	ポイントや理由	留意事項・補足事項
福島委員	- 広報誌や市のホームページ、町内会報（回覧板等）を使っでの広報はまず当然のこととして、学校（小中高）での、例えば学校から出るごみの分別模擬授業の実施、大学においては大学側の協力を得て学生への趣旨徹底、学生側の自主的な受け手組織があれば、市と学生団体の共催で説明会を開催（留学生にはこの機会を通じて周知を図る） - 外国人を雇用している企業等においては、日本人社員とともに合同の説明会を開催して意義と理念を周知し、分別を徹底すればごみ減量、ひいては個々人の経済的負担の軽減に繋がるとの理解を得る。	将来を見通したとき、学生と若年層が理解し、納得して実践に踏み出してもらえることがとくに大事なポイントであると考えます。	くれぐれも「条例で決まった」ので通知するという紋切り型の周知・啓発作業にならないように配慮願います。
山谷委員	【条例改正～実施までのプロセス】 ①条例改正 ②市民説明 ③制度周知 ・収集カレンダー全戸配布 ・お試し袋の全戸配布 ・新たな減量化・有料化制度についての市職員による説明会 ④有料化実施	- 近年、有料化実施の直前に新たな有料指定袋の全戸配布を実施することが一般化している。 - 有料指定袋の不使用など不適正な排出を防止する最良の方法との認識が広がってきた。	- 集合住宅における不適正排出の防止に向けて、管理会社・管理人との連携や支援が欠かせない。 - 管理人からの要請に応じて集合住宅各戸やごみ保管庫に配布・掲示するチラシやポスターも、事前に用意しておくことが望ましい。 - 併せて、小規模な集合住宅に対してごみ集積所の設置を義務付ける制度見直しを行う。

⑩市民への周知啓発の手法について

(3) 自治体アンケートの調査結果

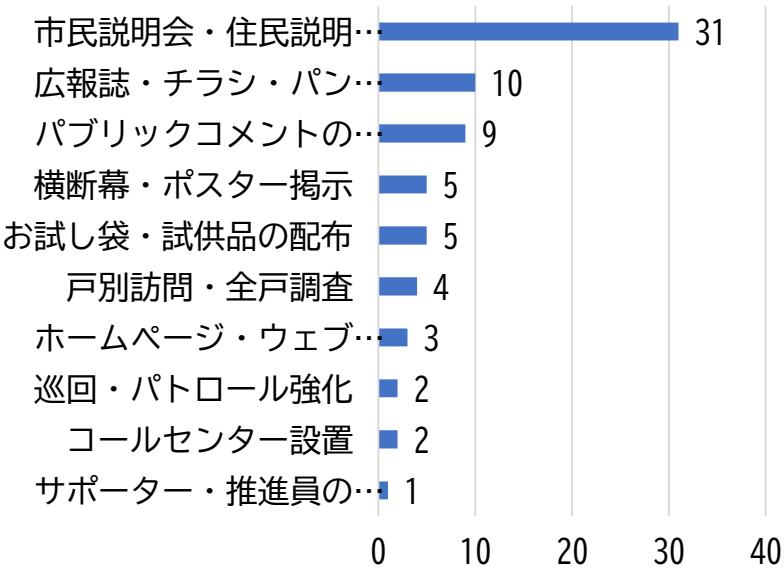
ア 周知啓発の手法の調査結果（自治体アンケート調査票2 問14）

- ・ 約82%の自治体が市民説明会を実施。12自治体が100回以上説明会を実施。
- ・ 説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向
- ・ 特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア（TV・ラジオ・新聞等）の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。
- ・ 集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施。
- ・ コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。

㊦ 取組内容

取組内容	回答数	割合
市民説明会・住民説明会の開催	31	81.6%
広報誌・チラシ・パンフレット等の配布	10	26.3%
パブリックコメントの実施	9	23.7%
お試し袋・試供品の配布	5	13.2%
横断幕・ポスター掲示	5	13.2%
戸別訪問・全戸調査	4	10.5%
ホームページ・ウェブサイト掲載	3	7.9%
コールセンター設置	2	5.3%
巡回・パトロール強化	2	5.3%
サポーター・推進員の設置	1	2.6%

※1市で複数のごみ種を回答しているため、延べ回答数は回答市数を上回る。

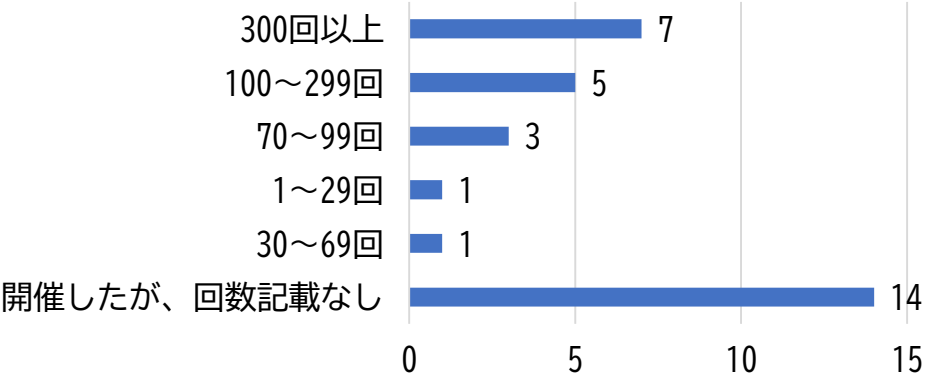


⑩市民への周知啓発の手法について

① 主な取組内容の詳細

i 市民説明会の開催回数（対象：開催ありの自治体31市）

開催回数	回答数
300回以上	7
100～299回	5
70～99回	3
30～69回	1
1～29回	1
開催したが、回数記載なし	14



ii 広報・周知手段の詳細

手 段	主な内容
全戸配布	チラシ、パンフレット、ごみ情報誌、収集カレンダー
広報誌掲載	市の広報紙、特集号の発行
新聞広告・折込	新聞広告、新聞折込チラシ
横断幕・懸垂幕	駅ビル、JR駅構内、公共施設
マスメディア活用	

iii その他特徴的な取組

取組内容	具体的内容
集合住宅・学生向け対応	八王子市（専用チラシ配布）、須坂市（アパート管理会社説明会）
外国人向け対応	須坂市（外国人向け説明会）
防鳥ネット作成	立川市（5,000個）
公用車ステッカー	上田市、三鷹市
ティッシュ配り	府中市

⑩市民への周知啓発の手法について

(4) 専門部会での意見

- ◆ 家計に掛かる負担、このごみ有料化だけではなく、物価高もあり、今後は下がることもないと思うので、それを考えたときに、やはり工夫して入れるという、足りない知識があるのであれば、みんなこういうことやっているという情報発信をするという方向に視点を向けるということも一つ方法ではないか。
- ◆ 集合住宅にお住まいの方にもしっかりと分別をしていただくための仕組みや周知方法を合わせて考えていく必要がある。
- ◆ 高齢化を踏まえ、ごみの収集の回数券方式のような公助の取り組みが進むような形で周知していただけるとよいのではないか。
- ◆ 分別の仕方が分からない色々な外国の方がおり、特に東南アジアの方が今一番多く、本当に何でも一緒くたにというのが今まで自分の国で暮らしてきた方法なので、5分別25区分というものを誰が教えるのかということも市の方で考えていただきたい。
- ◆ 現在のごみの分け方・出し方表のごみ種に有料か無料の表記を追加することで、もっとごみの省資源化という意識は深まるのではないか。
- ◆ いまだに可燃ごみの中に資源物を出している方がいるが、ごみの減量化が大事であることをもっと広報で周知すべき。
- ◆ 水切りをすればごみが減るというのも広報に書いてもらえると良い。

(5) 答申案の方向性（案）

市民への合意形成・周知啓発の手法は・・・

若者や外国人の方も含めた全ての市民の方に
制度内容が行き届くように
あらゆる手段と十分な周知期間をもって
丁寧な説明を行うこと

方向性（案）とする理由

- 市全体に影響を及ぼす事業であるため、様々な媒体を活用して全ての市民に制度を知ってもらい市民・地域に混乱が生じないように、様々な方法により十分な期間をもって周知することは必須である。

- 制度導入の必要性 【更新なし・配付なし】
- 将来の目指す姿（イメージ図） 【更新なし・配付なし】
- 諮問項目に対する検討項目 【更新あり・配付あり】
- 制度内容の検討状況一覧表（第7回） 【更新あり・配付あり】

諮問項目に対する検討項目

専門部会
の回数

【諮問項目1】

家庭系ごみの排出量に応じた費用
負担制度の仕組みと導入効果

①手数料を徴収するごみ種

【可燃ごみ、破碎・埋立ごみ、粗大ごみ】

②手数料の徴収方法

【指定袋方式】

※袋に入る可燃ごみ及び破碎・埋立ごみ

③根拠を含めた手数料の
金額設定（料金体系）

体系：【排出量単純比例型】

金額：【可燃ごみ ：1.0～1.3円/L
 破碎・埋立ごみ：1.0～1.3円/L】

⑦ごみステーション等への
排出の方法

詳細は答申付帯事項を踏まえて事務局が制度
設計

⑧収集方法や分別区分など、
制度実施に伴い変更する事項

⑧－1 収集方法の変更

戸別収集：見送り
福祉収集：市で検討を進める
祝日収集：現行どおり

⑧－2 分別区分の変更

可燃ごみ：剪定枝は「資源物」の分別区分
不燃ごみ：【再度議論】
資源物：「剪定枝」を追加

⑧－3 収集頻度の変更

可燃・破碎・埋立ごみ：現行どおり
資源物：回数増を検討

⑧－4 袋のサイズ・
材質の変更

【暫定案（市民アンケートにより再検討）】
サイズ：5～10ℓの小型の袋の追加
材質：現行どおり
記名式：【別途議論】

【付帯事項】

以下を満たすものであること。

- ・市民にとって理解しやすく排出しやすい方法
- ・収集運搬体制に影響が出ない方法
- ・莫大なコストがかからない方法

以下を考慮すること。

- ・排出方法を、シール貼付とする場合は、シールを剥がれない素材とすること。
- ・既存の小型家電や大型プラ等の資源物と混在するため不適切排出対策を講じること。

【付帯事項】

戸別収集は、各ステーションの利用状況や抱える課題に応じて、柔軟に対応すること。
福祉収集は、共助の取組みを損なわないように配慮しつつ関係部局による検討を進めること。

【付帯事項】

処理業者や処理コスト等を勘案したうえで、可能な限り資源物への区分の移行を検討し、埋立ごみの極小化を目指すこと。

【意見】

剪定枝は実現可能性の目途を立て、方向性を具体化すること
回数減による市民の利便性を損なわないように検討すること

【付帯事項】

小売店等の民間回収との連携協力やステーション回収以外の市民の排出しやすい施策を検討すること。

第5回

第6回

諮問項目に対する検討項目

専門部会の回数

【諮問項目 1】
家庭系ごみの排出量に応じた費用
負担制度の仕組みと導入効果

【諮問項目 2】
市民との合意形成及び市民への周
知啓発に係る手法

【諮問項目 3】
家庭系ごみの排出量に応じた費用
負担制度と併せて実施すべきごみ
減量化、再資源化施策

今回

第 7 回

④手数料の使途の設定の有無

⑤減免制度の導入の有無及び
導入する場合の減免対象範囲

⑨市民との合意形成の手法

市民アンケート

⑩市民への周知啓発の手法

今回決めていただきたい項目

第 8 回

⑥制度の見直し方法

⑪制度実施時に併せて
実施すべき施策

第 9 回
第 10 回

答申（案）協議

制度内容の検討状況一覧表

専門部会 検討時期	答申（案）作成までに検討する項目		考え方のポイント	自治体アンケート結果の概要 （第4回専門部会資料1別添からの転記）	その他参考となる資料 （環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等）	専門部会での検討結果まとめ
第4回 第5回	①	手数料を徴収するごみ種 ・可燃ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ ・可燃ごみ、破碎ごみ、埋立ごみ、 資源物 など	■ごみの減量化に効果がある対象品目の設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる対象品目の設定となっていないか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）対象品目の設定となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な対象品目の設定となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）	・有料化制度を導入していると回答があった38自治体すべてで可燃ごみを有料としている。そのほか、不燃ごみを有料としているのは31自治体、資源物を有料としているのは12自治体となっている。 ・可燃ごみを単独で有料化している自治体は4自治体のみで、残り34自治体は他のごみと組み合わせで有料化を導入している。 ・最も多い組み合わせは「可燃＋不燃」で26自治体となっている。 ・プラスチック類を有料化対象としている理由として、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る、ごみ処理に係る経費の一定割合の負担が挙げられている。 ・最も削減効果が高い有料化導入ごみ種は、実施前年度から実施年度にかけては「単一種（可燃ごみ）」、実施年度から実施後1年度にかけては「可燃＋不燃」となっている。	（品目別の有料化を実施している自治体割合） ・可燃ごみ 有料化62.4パーセント、一部有料化1.1パーセント ・不燃ごみ 有料化50.4パーセント、一部有料化0.9パーセント ・資源物 有料化25.6パーセント、一部有料化1.7パーセント ・粗大ごみ 有料化72.8パーセント、一部有料化2.6パーセント ・その他のごみ 有料化14.1パーセント、一部有料化1.4パーセント ⇒ 有料化している品目で多いのは、粗大ごみ>可燃ごみ>不燃ごみ>資源物>その他のごみの順である。	■対象ごみ種 「可燃ごみ」「破碎・埋立（不燃）ごみ」「粗大ごみ」 ※「資源物」は対象としない。
				【該当ページ】P1～6、P13～23	【手引き該当ページ】P21	
第4回 第5回	②	手数料の徴収方法 ・指定ごみ袋方式 ・シール貼付方式 など	■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。 ■市民にとって、手数料を支払いやすい（購入しやすい）方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。	・「指定ごみ袋方式」を導入しているのは22自治体、「指定ごみ袋方式とシール貼付方式の併用」を導入しているのは16自治体で、全ての自治体で何らかのごみ種で「指定ごみ袋方式」を導入している。 ・「指定ごみ袋方式」を導入している自治体におけるごみ種ごとの指定ごみ袋のサイズ種類と最大、最小サイズは以下のとおり。 ○可燃ごみ 4種類 5～40L ○不燃ごみ 4種類 5～40L ○プラスチック類 2種類 10～50L ○生ごみ 3種類 2～17L ・「シール貼付方式」を採用しているごみ種は、「粗大ごみ」（9自治体）、「袋に入らないごみ」（5自治体）、そのほか「旧指定袋使用時」等となっている。	・指定ごみ袋方式を採用している自治体がほとんどである。 ・指定ごみ袋方式にシール方式を併用している自治体は一部あり、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものに採用されている。	■手数料の徴収方法 「指定袋方式」 ※対象は、袋に入る可燃ごみ及び破碎・埋立ごみ
				【該当ページ】P7～12	【手引き該当ページ】P26～27	
第4回 第5回	③	根拠を含めた手数料の金額設定 （料金体系） ・〇L当たり〇円 ・10枚まで無料、 以降〇L当たり〇円 など	■ごみの減量化に効果がある料金体系、金額設定となっているか。 ■市民の費用負担が大きすぎる金額設定となっていないか。 ■分かりやすい料金体系、金額設定となっているか。 ■公平な費用負担となっているか。	・最も多く導入されている料金体系は排出量単純比例型（均一従量制）で34自治体となっている。 ・その理由として、費用負担の公平化、仕組みが簡単で分かりやすいことが多く挙げられている。 ・「指定ごみ袋方式」による料金設定は、可燃ごみは1円/L、不燃ごみは2円/L、プラスチック、資源ごみは1円未満を導入している自治体が最多となっている。 ・「シール貼付方式」による料金設定は、金額設定が1円から9,900円まで様々であった。 ・シールの料金設定は、3種類以上で段階的に設定している自治体が多い（6自治体）が、1種類、2種類としている自治体（5自治体）と同数程度となっている。また、品目やサイズにより設定をしている自治体が多い（6自治体）。 ・金額を決定した根拠としては、多い順に①ごみ処理費用・原価の一定割合、②市民の過度な負担とならず減量の動機付けとなる水準、③他都市・近隣自治体の水準を参考の順となっている。	・可燃ごみにおける徴収方法では、「排出量単純比例型」が9割以上となっている。 ・指定ごみ袋方式を採用している自治体のほとんどが、「排出量単純比例型」である。 ・平成22年度から平成30年度に有料化を実施した自治体のうち、排出量単純比例型における料金水準の平均は1.1円/Lである。	■手数料の料金体系 「排出量単純比例型」 ■手数料の金額設定 「可燃ごみ : 1.0～1.3円/L」 「破碎・埋立ごみ: 1.0～1.3円/L」 ※金額の決定はできないため、現時点では金額に幅を持たせる。
				【該当ページ】P1～6、P13～23	【手引き該当ページ】P16、P20	
第6回	④	手数料の使途の設定の有無		・手数料使途の内容は、ごみ収集運搬費用、ごみ処理費用、ごみ減量化施策・資源化リサイクル推進費用の順に多い。 ・使途を設定した理由で最も多いのは、「ごみ処理経費の一部負担・受益者負担のため」となっている。		
				【該当ページ】P24		
第6回	⑤	減免制度の導入の有無及び導入する場合の減免対象範囲		・減免制度は、約80パーセントの自治体で導入（対象38自治体のうち、30自治体で制度ありと回答）。 ・減免実施自治体30自治体中、27自治体が減免に上限を設定している。 ・減免制度なしと回答した自治体における減免制度を設けなかった理由としては、「ごみ処理費用の負担は、市民全員が公平であるべきと考えたため」が最多（6自治体）。 ・主な制度対象者は、多い順に以下のとおり。 ①生活保護受給世帯 ②乳幼児（2～3歳未満）のいる世帯 ③紙おむつ使用者（高齢者・障害者） ④児童扶養手当受給世帯 ⑤障害者手帳所持世帯（市民税非課税）		
				【該当ページ】P25～28		
第8回	⑥	制度の見直し方法		・有料化実施の「制度変更あり」が、18自治体/38自治体（47パーセント） ・制度を変更していない理由としては、「特に必要性がない」、「制度が市民に浸透」が多数。 ・変更内容は以下のとおり。 ○サイズ追加：八王子市（不燃5Lミニサイズ追加） 松江市（可燃10L追加） 岸和田市（30L袋追加） ○制度方式変更：佐世保市（シール貼付→補助券） 久留米市（可燃と不燃の兼用化）		
				【該当ページ】P29～30		
第4回 第5回 第6回	⑦	ごみステーション等への排出の方法 ・規定を超えるサイズのごみの出し方 など	■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）	・指定袋に入らないごみの排出方法については、多い順に以下のとおり。 ①粗大ごみ収集 ②直接搬入 ③シール添付	・一部の自治体で、指定ごみ袋に入らない大きさや形のものにシール方式が採用されている。	■答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計 【付帯事項】 ○以下を「満たすもの」であること。 ・市民にとって理解しやすく排出しやすい方法 ・収集運搬体制に影響が出ない方法 ・莫大なコストがかからない方法 ○以下を「考慮する」こと。 ・排出方法を、シール貼付とする場合は、シールを剥がれない素材とすること。 ・既存の小型家電や大型プラ等の資源物と混在するため不適切排出対策を講じること。
				【該当ページ】P31	【手引き該当ページ】P26～27	

制度内容の検討状況一覧表

専門部会 検討時期	答申（案）作成までに検討する項目	考え方のポイント	自治体アンケート結果の概要 （第4回専門部会資料1別添からの転記）	その他参考となる資料 （環境省一般廃棄物処理有料化の手引き等）	専門部会での検討結果まとめ
第4回 第5回 第6回	⑨ 収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項	■ごみの減量化に効果がある変更内容となっているか。 ■市民にとって、ごみを排出しやすい（分かりやすい）方法となっているか。 ■手数料を、適切に徴収できる方法となっているか。 ■松本市のごみ処理体制で実現可能な方法となっているか。 ■市民の利便性は、向上しているか。（又は著しく低下していないか。）	（同時に実施した取組内容） ① 収集方法の変更 ・有料化と同時にステーションへの排出方法から戸別収集に変更した自治体が多い（6市）。 ・その他、「祝日収集の開始」、「粗大ごみ戸別収集の開始」（松本市実施済）などとなった。 ② 分別方法の変更 ・有料化と同時に資源物（プラ製容器包装、剪定枝など）の分別を開始した自治体が多い。 ・有料化を契機に資源化、リサイクルの促進を図る傾向にある。 ③ 収集頻度の変更 ・資源物の分別を開始、資源物回収回数増、不燃ごみの回収回数減とする自治体が見られた。 ・戸別収集移行に伴い、搬入量・車両の平準化による渋滞回避を図るとした自治体もあった。 ④ その他の取組 ・高齢者や障がい者のごみ出し負担の軽減を図る自治体が見られた。 （すこやかサポート事業・ふれあい収集） ・有料化による歳入増への対応として生ごみ処理機購入補助金（松本市実施済）の補助額を増額した自治体もある。	—	■⑧－1 収集方法 戸別収集：見送り 福祉収集：市で検討を進める 祝日収集：現行どおり ■⑧－2 分別区分 可燃ごみ：剪定枝は「資源物」の分別区分 不燃ごみ：【再度議論】 資源物：「剪定枝」を追加 ※剪定枝、草の資源化について、対応可能な業者を調査し、改めてその実現可能性を含めて再度議論 ■⑧－3 収集頻度 可燃・破碎・埋立ごみ：現行どおり 資源物：回数増を検討 ■⑧－4 袋のサイズ・材質等 サイズ：5～10ℓの小型の袋の追加 材質：現行どおり 記名式：【別途議論】 ※指定袋のサイズ、材質等については、市民アンケート結果を踏まえ再度議論
	市民の民意の把握 ・アンケート調査の実施 など	市民との合意形成の手法に移行	—	—	—
第7回	⑨ 市民との合意形成の手法 ・パブリックコメントの実施 ・市民説明会の開催 ・市民アンケート調査の実施 ・市民の利便性向上（収集回数の増加など）に係る施策の実施 ・不法投棄対策の実施方法 など		（住民への説明内容） ・住民に対して、多くの自治体で「有料化の目的・理由」、「指定袋・料金・制度内容」、「減量・資源化方法」について説明を行っている。 ・「有料化の目的・理由」では、「最終処分場のひっ迫」、「ごみ減量・資源化の促進」を説明している自治体が多かった。 （有料化実施前に寄せられた意見） ・有料化実施前に寄せられた意見は、不法投棄・違反ごみへの懸念（不法投棄や野焼きが増えないか、マナー違反ごみへの対策）が最も多く、有料化への反対意見（有料化前にごみ減量、資源化に取り組むべき、ごみ処理費用は税金で負担）、経済的負担への不満（増税ではないか、手数料が高い）の順で多くなっていた。 ・次いで、減免措置に関する意見・要望（低所得者への減免措置、紙おむつ使用者への配慮）が多かった。 （ごみステーション等への不適正排出・不法投棄） ・有料化実施前後の不適正排出、不法投棄は、「実施後は増加、現在は減少」、「変わりなし」とした回答が多い。 ・不適正排出への対応方法は、警告シール添付後、一定期間ステーションに残置⇒市で回収が最多（17自治体）。		
第7回	⑩ 市民への周知啓発の手法 ・市民説明会の開催 ・戸別配布チラシの作成 など		（周知啓発の手法） ・約82パーセントの自治体が市民説明会を実施。開催回数は100回以上が多数。（最多は八王子市の1,721回） ・説明会は、条例改正前後、複数年度にわたり実施する傾向 ・特徴的な周知啓発の手法については、「マスメディア（TV・ラジオ・新聞等）の活用」のほか、「お試し袋・試供品の配布」といった内容もあった。 ・集合住宅や外国人など対象別の対応も一部で実施。 ・コールセンターを設置し、ごみの出し方等含めて対応する自治体もあった。		
第8回	⑪ 制度実施時に併せて実施すべき施策		（減量化・再資源化施策） ・「生ごみ処理機の補助」、「プラスチック容器包装の分別収集」、「定枝・枝葉等の分別収集」を実施した自治体が複数あった。 ・有料化と同時に減量化・再資源化施策を実施しなかった自治体が25自治体あった。 （不法投棄対策） ・不法投棄に対する具体的な施策を実施したとする自治体は約半数となった。 ・有料化による不法投棄の増加の懸念、市民の要望に対応するため、「パトロールの強化」を図る自治体が多数となっていた。 ・主な施策は、①パトロール強化、②監視カメラ・ダミーカメラ設置、③看板・ポスター設置などとなっており、これらの施策は、不法投棄増加が懸念、予想されていたことや市民からの要望があったことによる。		
			【該当ページ】P32～36	—	
			【該当ページ】P37～44		
			【該当ページ】P45～47		
			【該当ページ】P48～51		